

2 3 4 5 6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 19

寶  
14  
3163  
158(1)

大枝執中抄序

老の薦枕を近薄芽樹の脇に  
名すあひて蛇川を引かせ  
うな字乃ちえきれうとて不  
能事小ゆつてて是の事は松原ある  
時之が承りて河口もわづらま

ちよどり月夜の重歌大神哉  
ありぬもとて稀夜はらゝとまゐ  
来て我がふきをうあさ、やうて  
対面うるえやひやれ物語へる  
流れてみを東大和乃歌也すまが  
わ以きのせりふせき歌の場也

一葉衣ぬてくふかわいも空とひそ  
ひづきぬるゆふを西大和乃歌  
何れとけられゆに海歌ひと  
先づぬあづとぞ古事記  
そむまたるゆも有きては書も  
宣教津今い起意をせぬとく

後移と被とひ足りあれもつゝ  
ちゆくしげとひせの学考との  
外ま乃ちふるはゆにひわきを  
とてかあみのオヨモキを圍のた  
かあへう説ああるがつらふひぢ  
わふがひら葉あまくをあやひぢ

此氣を失ふ事あひをまよ乃る  
のれづらをうとらまおれ久る乃  
てよと上代のあやふあうて、あや  
きめんゆ、む津直にやで隸も  
せ、すうれらわとてやるかくま  
やの縁をもひき改むらうと代乃

あはるあらゆの事のまゝ人余かえ  
とて外をさうやをねじつるふあ  
あゑしゆせりをゆうせりにけ  
あるが年餘川流にしてせ年未  
仲房はまへゆの様を以てうゑ改  
もよひゆふらす城もよひふきふ

書いはれりあや是城にて是へ家を祀  
天穂日神乃たて御神御事城遠くモ  
木のあれ代とお杖代の織を残る者  
木代ふ書字取寫本と於本より  
つくりや初板乃やもとからまろ  
鋒をあつて世人とやをあが

やうも是ふあすてあくまくはくまくは  
よしらしあのじくまくまでとせゆ  
をきくわくも、かくくわく乃様を  
ひくはくも、ひくはくはくはく  
あくはくはくもあくはくはくはく  
あくはくはくもあくはくはくはく  
あくはくはくもあくはくはくはく

ち事あらむ古そりくかわぬ  
事ありけりかき、のまゆす  
み女神風の侍が大神よつゝする  
人と八百主出雲大神よほづ  
もと、石上あよせむとておまえの  
ゆふやをかどみ草あひもれ

かやもよとひじまへやれてて記書を  
ゆりやばめふくらひのあすニ  
思ふさうをもつねぬとすむ

安政六年二月清のよ

香陽宮御禁代無國造尊孫

を暮五更起て。つぐりもれいれ。  
わがいめくはがみの氣の雪をみて  
弟を早起しむるめくは。おもむくせは  
書く。おやかづく。おこづく。おたづく。  
おき。おもむく。おこづく。おき。おき。  
おこづく。おこづく。おこづく。おこづく。  
おこづく。おこづく。おこづく。



りとあらわす。やへ移りて。まづ  
アラケ吉移りて。士事をまねき。シテ  
ソテ。神をみ。モ。大唐國のたる乃  
とどき。あらわし。男の事とす。  
けい可。麻大の種原よ。大唐門  
にあつし。主のむだ。奈良。御榮  
ます。もせたゆりて。オ降り。神奈  
幸アリ。じた。吉くわれす。や。それ

より。ゆき。陽。そめ。大支要。リ。移  
満。神をせじ。たり。さき所を。おとを  
おとを。れつあ。あ。あれ。平安れ萬世  
おとを。アメツチ。おとを。あれ。平安れ萬世  
おとを。あれ。月。か。おとを。すれ  
ゆき。て。神。おとを。や。ソ。よ。移。おとを。  
を。おとを。アメツチ。おとを。神。おとを。すれ  
禮事。おとを。おとを。おとを。

ひへだすて。まへるよは師。まへる師。カミカウフリ。  
紙引。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。  
やつれ年越す。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。  
ちまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。  
鴻を移て大直日神靈ちくひにま  
ホナホヒ  
あすく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。  
うらまく。合。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。  
うらまく。故。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。うらまく。

一。云々。大直をと。直口れ御靈乃  
みゆをと。まきて。斎れたら今をと。いろま  
け。こうすくわ。一。あれ。神のたま。  
すえ。人の内とアして。うらまく。故を  
うらまく。ひじ。也事。題事。のりき  
あり。あるもふととて。うらまく。也事。うら  
は。也事。うらまく。也事。うらまく。也事。うら  
や。うら。也事。うらまく。也事。を

そよぎて。秋終に。まよひすて。あ  
あらこようと。うつて。御統のまこと城。  
御本のまこと城。ゆーき國。月  
をうへ。かのまかしてつけた。だく。  
送る。ゆきすけりて。残しきや。  
枝まげ。ちまげ。がく。ほと。よ。おもてんし。  
そむくれぬ。そむくれぬ。ほのまくや。  
ひあくすへき。いてまつ。くわくよ。まく

トモカラ  
後の罪を。うりせ。うりの喝でを。ほ  
けや。うて。度みとろ。うき詫。そくを  
そくとへくれ。たまやむり。むりへきと  
むり。むりへき。書。むりへき。書。そ  
そく。うか。うか。うか。うか。うか。  
はうか。うか。うか。うか。うか。うか。  
たて。うか。うか。

弘化二年五月

カ納諸平

ミルのは書、故が納れをうつて以せて  
たのり、よしと長門の國よりあれども、まわるを  
とくを兼のをち、そのゆき自分できてきて、乃せ  
ほぢかれて、ゆきと執中サルなでいそ  
うとも、一もうべとじやとひづくに、のどがりて

カナはは  
うとや、へまくひはくへまくりひまくやと  
たはゆくをゆくをまくわくとゆはくとせをせ  
一もやかまくはくたくむよいとひらむはをく  
くすり安政六とせとひくは六月九とも  
書の不、越後國の庚申錦、國を草とす

佐木春支

據諸書考定朱雀門太祓圖

山槐記永萬元年六月の件より朱雀門太祓の裝束の図なり壇上の大臣以下の座

紺幕と引廻

南に立筵あり東に屏風あり儀式の鋪設

はなづかへん地

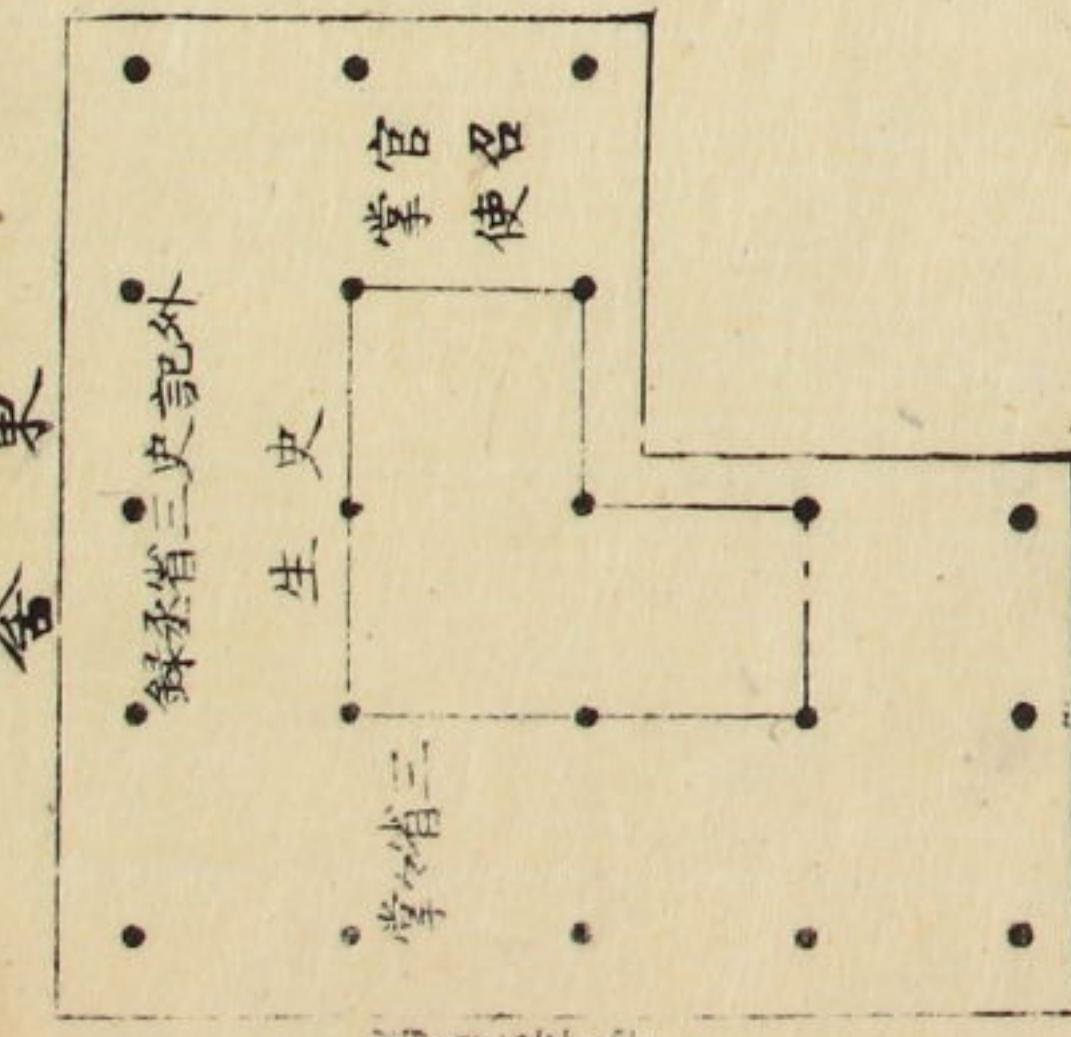
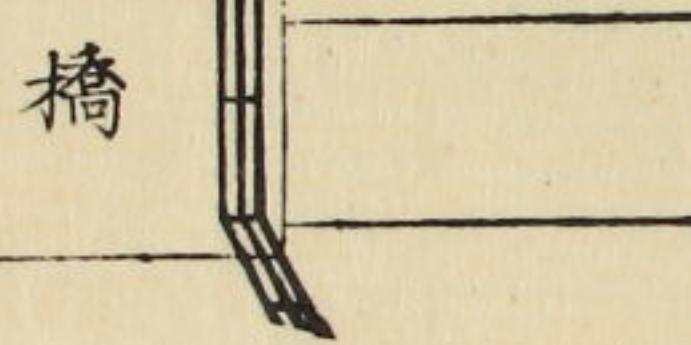
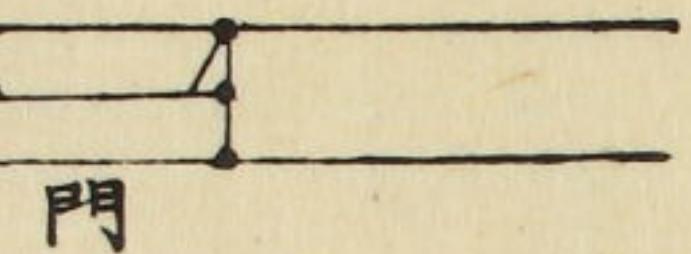
拾枚抄云朱雀門

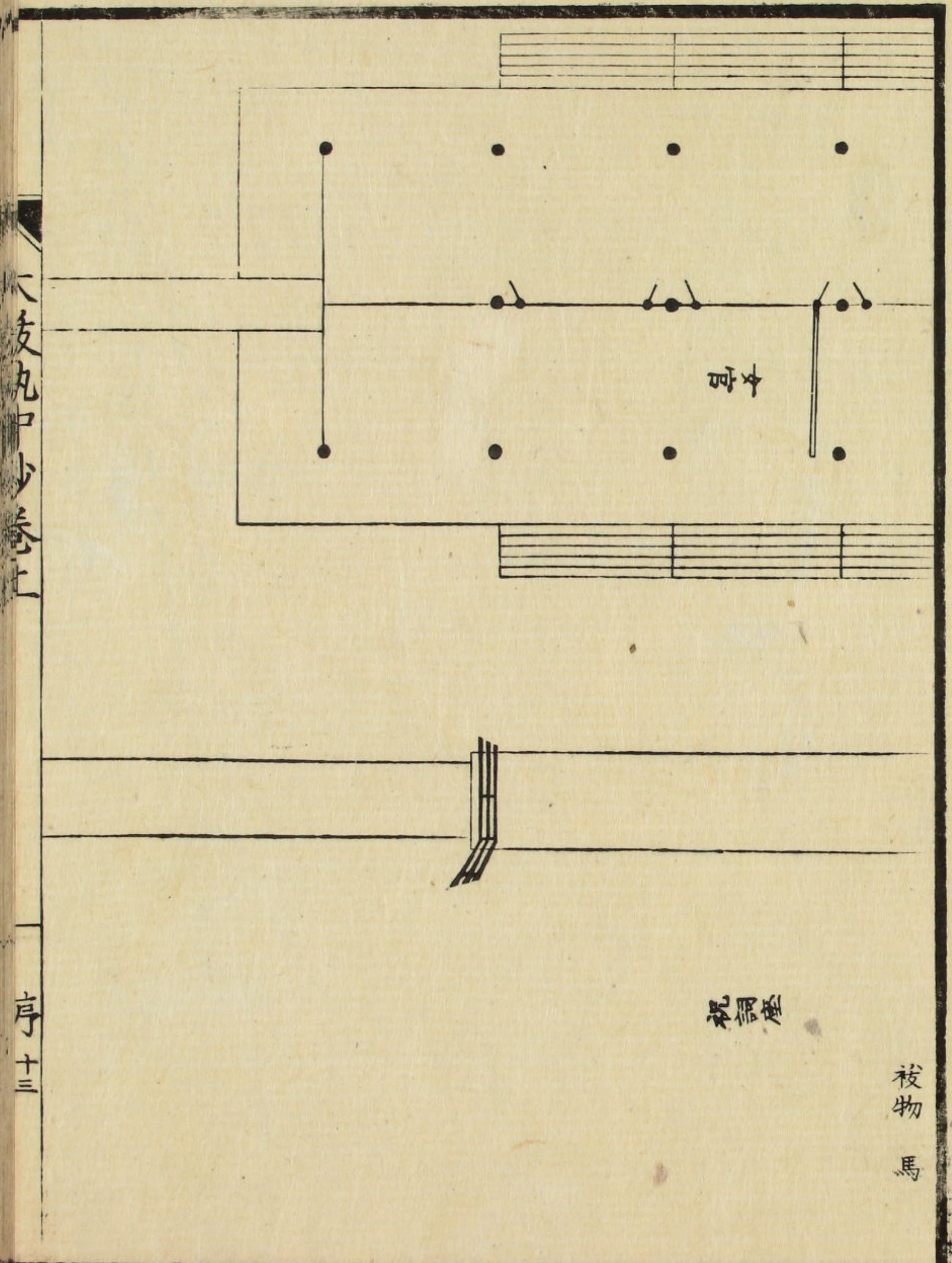
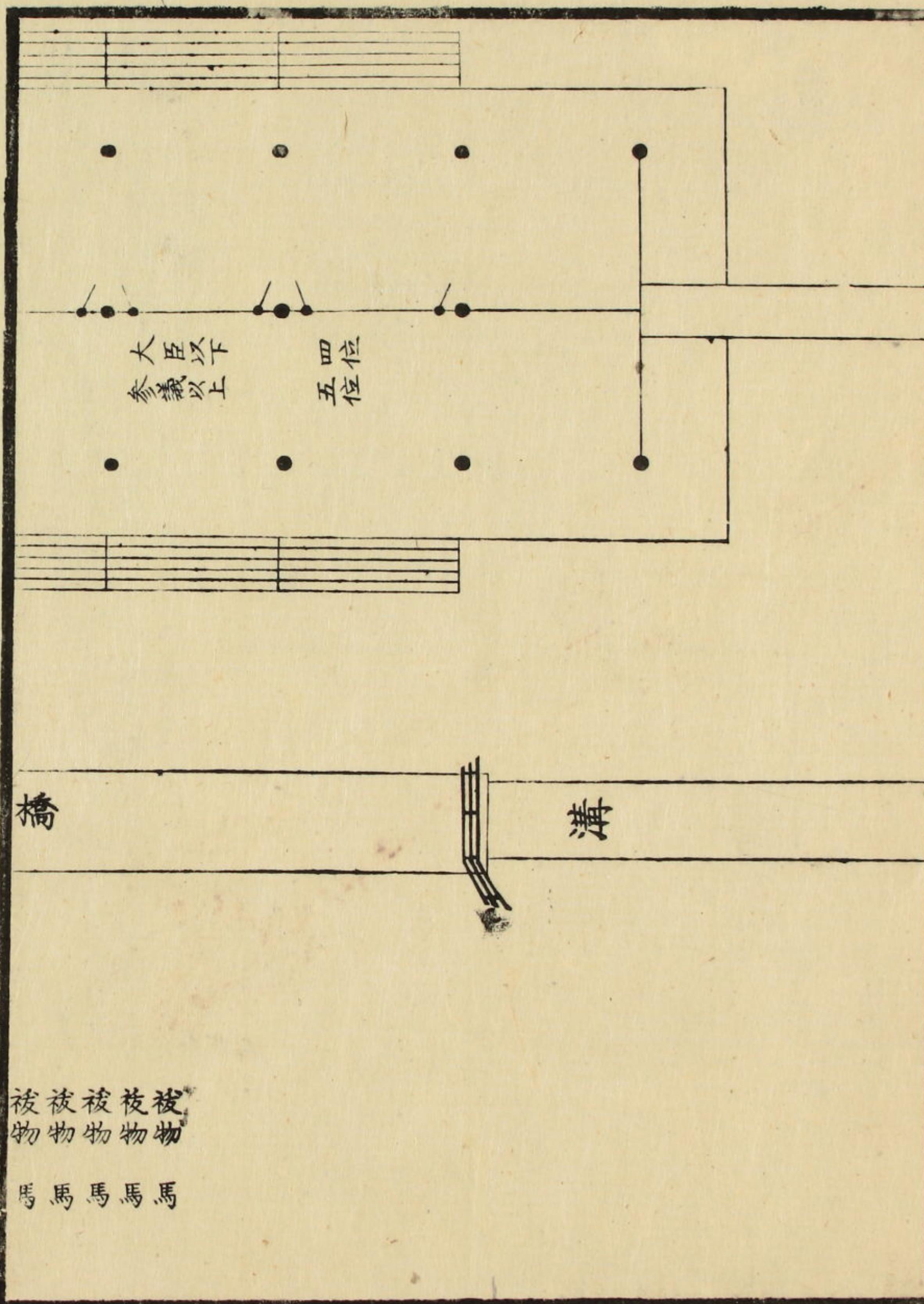
まことに内侍座之由雖注次第近代全无此事云と注せり内侍の如くは仗舍

よど止る官人す

すをもてたまひゆきり

二階七間戸五間



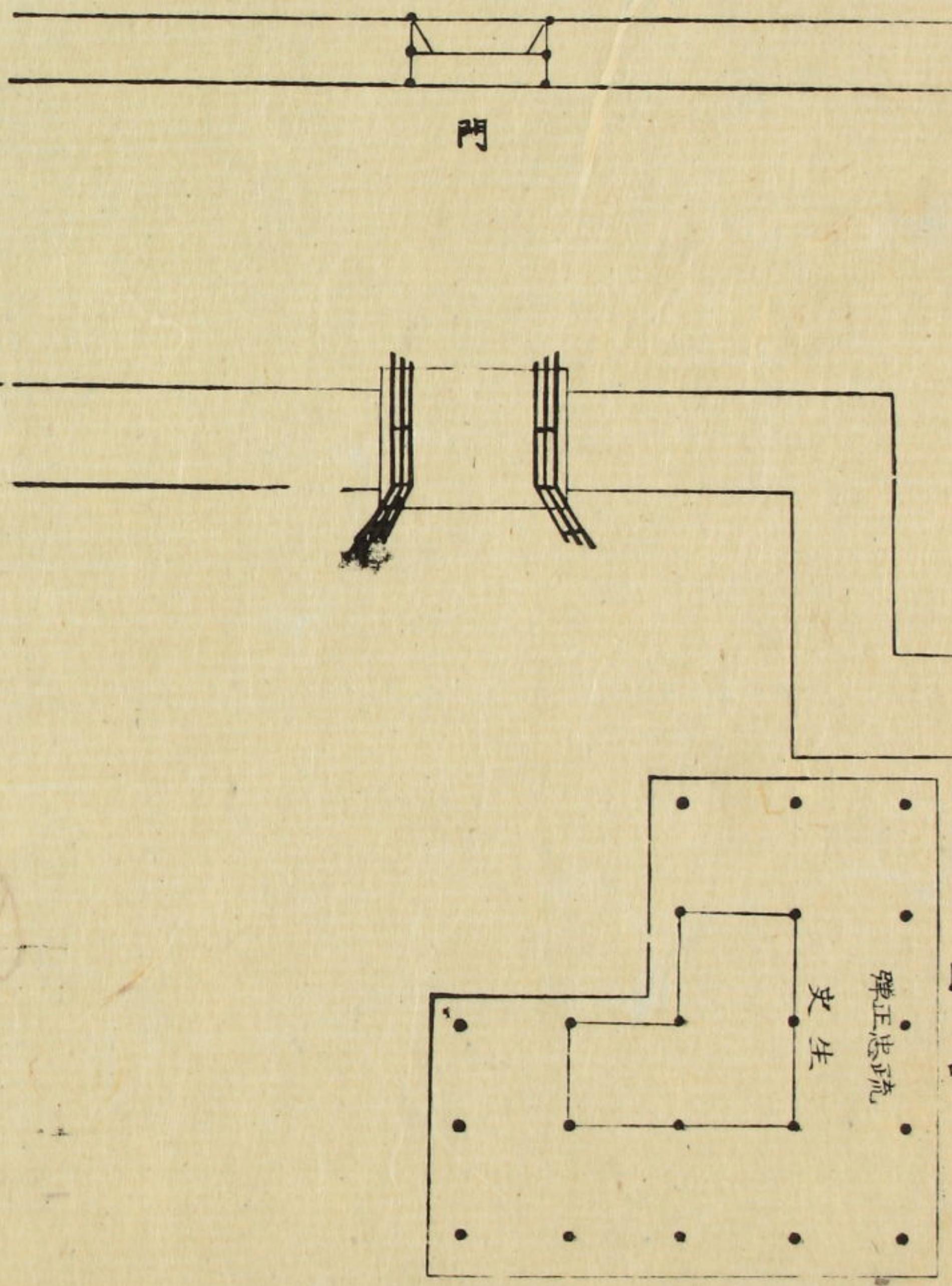




## 大祓執中抄卷上開題

長門後學 藤原芳樹謹撰

祓ハ惡を闔ち善祓開き。禍を除き福を得る。皇神スヘカニの教令ミノリ小  
一あれバ上下アマシテも小必行ふ。をき神世ヨリの事アリ。を後  
世アフタリかたもちく廢ハタハタと果ハテだぐ。その詞ハシミ。僧尼の誦  
經ハタハタ如く。神の御前ハタハタ唱ハタハタりやう。かたをゆ。へ。あきま  
一ハタハタもひとを愚ホコロびや。故今くはハタハタ祓のゆゑよ  
一祓考ハタハタへ。ちのくろを解ハタハタてんせん。さる。既ハヤく懸居加  
茂氏の考。鈴屋本居氏の後釋ある。殘る限ハタハタつひおも  
た。やうすれぞ。ちや誤ハタハタと見ゆ。事も洩ハタハタた。これが



一き事もわざかる哉。流を汲む徒を以て皆見ゆく。この誤りを正し。洩たりを補ひ。よく明らかゆけ。むこう先達の爲ゆり。ろめたうぬわきふく。中々志の深きにあれど。それともく被す。伊邪那美命火神迦具土を産給へるやき。その火小御身を焦る。御形見苦しくなつたまゆる。ふよき。伊邪那岐命と妹背のかたひも面あくねほ。耻。黄泉國小退。たまひきに。火の御惱あつ。かく。泣ひ。彼國ゆく。崩たまひけ。伊邪那岐命さるまが。あさのあをほん哉。も知食。妹神の黄泉小退。たまひ。後。御枕したまひ。方小匍匐。御足たま

一かとふをば。ひつたくちげきかれ。み。うちは。き  
吾妹を。うの一兒ふか。ひ。す。あ。つ。き。ど。わ。ろ。く。れ  
や。火神を。斬く。されど。伊邪那美命の御跡を慕い。黄泉  
ふ入。ま。く。ふ。伊邪那美命。あ。ま。く。ふか。く。ね。御姿に。  
出逢給ひ。宣ひ。わ。夫君の命。何ゆ。志。く。來ま  
せ。る。あ。の。晚。か。ま。け。る。され。ま。く。ふ。黄泉之寵。を。く。た。と。も  
本國ふか。今。か。た。く。宣ひ。終。忽。然。小見え。た。ま。い。け  
于時。其所くら。故伊邪那岐命。一片火舉く。み。を。ま。い。け  
る。伊邪那美命。ま。く。ふ。扇。た。ま。い。日。を。や。經。た。ま。い。け。し。御  
體。く。あ。り。た。じ。膿。沸。虫。た。れ。た。ま。き。けれ。ば。ま。い。出

身游記

大元幸中抄卷四

くあやかたらじたまひしん御靈のあらぐく顯御身をあ  
らすれたまをうぢりけり。伊邪那岐命、たゞ驚き、急き走  
歸たまひくゆる穢國ふ行たまひる穢を清めたまさんす  
く筑紫の橋小門ふく。大御身ふ著ませり物をあらぐく  
脱棄たまひて、それを祓ひつゝ。穢とだる物を拂ひまほ。  
よへぢ金次小門の潮代中ふかづきく。大御身を滌ぎた  
まふ。あれを身滌とつゝ。穢とだる身を滌き清むるよし也。  
然るふ伊邪那美命の崩たまひるを、或へ此國ふくの事と  
ソシテ、或へ黄泉ふ行まつても、死へしたましげ、あら顯  
御身ふく坐もとやうに、ゆきぐみいへども、みれ記紀の意を

よくも辨ひぬ説すもすり、といつゝふやひもんふもー此  
國ふく死たまひたまんゆく。體と離れて鬼の冥土へ行ふ  
ぞつゝ。佛法とくとく後の夏をひ、伊邪那岐命、つか  
か目前の亡體をわきく。鬼と黄泉ふ尋ねたまひんまく。黄  
泉ふ行きまくも、なむ死へたまひにいもんふと伊邪  
那岐命、何ゆゑふ穢ふ觸たまくとく。祓身滌をべしとたまひ  
彼出迎く夫神とくやかたゞひだまひゆくゆま。夫神の走歸  
給ふと、追及たまひゆく。生平の如くわきま  
かづく。寝息ませる。時ハ、膿沸虫たれたり、全く腐壞たる  
亡體たり。ソシテ神をとく。寤寢の間ふかく御姿をかへ

たまもんやいかられへ出迎たまむるも追及たまへるも  
御靈ミカミをかきふ顯アハラいたまむるふく寢息スヌキませと體カラをまくや  
の亡き御體ミシカラみのありける穢カタリの死よ起るもめすり伊邪  
那美命死たまもびもその時黄泉國ふ穢カタリはまくまく。祓  
と身滌マツルしたまくるに死穢を嫌ひたまひくちり。あ  
國ふくらむくハ黄泉ハソリ。ゆも濁アハラゆく。とすも。とく天  
原にくらべても。まこと此國ゆくも清アハラゆく。ひかたし。清  
濁アハラハ國の美醜のみゆく。淨穢アハラみの拘カキまくば。ももまくまく濁アハラ  
の國土やく界ふ入たちまくるよし。眼ふあれ。知シテ  
一たまもんを妹神の寢息イモカミませる。読みをなまくてふいか

みつゝか凶目汚穢シコメキキタナキク之國みつたまたまくやくおまう  
きたまもん。あれ伊邪那美命の彼國みく崩カムリたまく。明證  
たり。また後サホ大冗牟遲神。黄泉ナノカミヨミを行く。須佐能男命の女須  
勢理毘賣セリヒを率サホ歸スルたまく。この時更ハラスふ祓身  
滌マツルをしたまく。やいよ傳シコメキキタナキク。凶目汚穢シコメキキタナキク之國ミタマや宣つ  
一御言ミタマもたまく。伊邪那岐命の祓マツル。彼國穢カタリく。大冗牟  
遲神の祓マツル。彼國淨アハラく。やいよ理ある。ぐく見ハラミスられ  
ハ黄泉カタリ。死せる人をき時の穢カタリ。こや寢スヌキひく。  
わいかく。あらく。伊邪那美命の黄泉カタリ崩カムリ給スル。夏  
を知シテ。まこと須佐能男命。天原アマツシマ悪事行シコトひたまくる。又

よき。祓具を出へ。罪を贖ひ。天原を追ひ逐はれたまを  
ちこやあ。此命に日月二神をまつし給へる珍貴の  
御子をれども。ちや黄泉の穢をわびく生坐るからふ。然轉  
るき惡行や。あまくすり。祓を  
給る後。出雲の須賀とよ地。ゆく。そあちる河水が身濫  
したまし。御身が染みぬる穢をくき清めたまひ。此  
須賀の禊法事。古書み見えたまわや。命彼地に至ま  
吾心はかくと言舉へたまひ。河水が臨たまひ。身  
濫をく。給るゆゑ急かず。出雲風土記を考る。須我  
小川す。野代川。共ふの源須我山より出つ。あの二川乃

内。ソダヒナリ。身濫してよし。御心もぐく。すり  
給るふと。されど伊邪那岐命も。祓と禊ヤミと。天地  
小功を建た。須佐能男命も。祓と禊と。萬世小教  
残遺したまひ。この二神の祓禊法例を以て人の代をも  
アキ。嚴くる常典と。行もあたまふハ。惡を闇ぢ善  
を開き禍を除き福を得る。功驗。これふまほら。わきも  
け色ばかり。ゆく此祓と身濫とのふたり。おやかこの人  
へ何のうちも。ちき良のやうふれも。ふり。然らば。祓  
ハ大上中下の四種。あるく。その犯したる罪の輕重ふと。  
朝廷より科せ行も。したまふ。延暦二十年五月

祓  
禊  
禊得  
禊除  
善用  
鬼園

十四日の太政官符小定准犯科祓事一大祓料物二十八種。

兼前惡祓料物准此重輸今除一祓下條亦同。一具已上三種並不限新舊。一隻爲

鹿皮六張猪皮六張酒六斗米六斗稻六束餕六斤堅魚六斤雜脂六斤鹽六升海藻六斤滑海藻六斤食薦六枚蓆六枚坏六口盤六口柏十五把枚手六枝料匏四柄楳四枝長各十枝料一丈席一領右闕怠大嘗祭支及同齊月內弔喪問疾判署刑殺文書決罰食穴預穢惡之吏者宜科大祓所輸雜物具如前件官人有犯兼解見任一上祓料物二十六種太刀一口弓一張矢一具刀子二枚木綿三斤麻三斤庸布三段鍪三口鹿皮三張酒三斗米

三斗稻三束餕三斤堅魚三斤雜脂三斤鹽三升海藻三斤滑海藻三斤食薦三枚蓆三枚坏四口盤四口柏十把枚手冊料匏三柄楳三枚長各一丈席一領右闕怠新嘗祭鎮鬼祭神嘗祭祈年祭月次祭神衣祭等事敵伊勢大神宮補宜內人及穢御膳物并新嘗等諸祭齋日犯弔喪問疾等六色禁忌宜科上祓輸物如右一中祓料物二十四種刀子一枚木綿一斤麻一斤庸布一段鍪一口鹿皮一張酒一斗米一斗稻一束餕一斤堅魚三斤雜脂一斤鹽一升海藻一斤滑海藻一斤食薦二枚蓆二枚坏四口盤四口匏一柄柏五把枚手廿枚料楳二枚長各一大右闕怠大忌祭風神祭鎮花祭三枚祭鎮火祭相嘗祭道饗祭平野祭園

大元執中抄卷上

韓神春日等祭，支<sup>ムカシ</sup>敵物忌，戶座御火炬，刺物忌，女及觸穢惡，支預御膳所，并忌火等。祭齊日，敵祝補宜及預祭事。神戶人犯弔喪問疾等六色禁忌者，宜科中祓輸物如右，一下祓料物二十種。刀子一枚木綿六兩麻六兩庸布一段，釐一口鹿皮一張酒四升米四升稻四把，鰯六兩堅魚六兩雜腊六兩塩四合海藻六兩滑海藻六兩食薦一枚蓆一枚坏二口盤二口匏一柄柏五把枚手廿枚料，楳二枚長各一枚。右闕急諸祭祀，支及齊日，敵祝補宜并預祭神戶人犯諸禁忌者，宜科下祓輸物如右，以前被右大臣宣傳，秉前神事有犯科祓贖罪善惡二祓重科一人修例已，繁輸物亦多。事傷苛細深損黎元，仍今弛張立例，如件其敵奉敕依請，と見えく令集解類聚三代格等小載せたる，またみれ神事み預り，罪々顯露の罰ハけのミ科せざる済ふまくゆゑ至るまゝきも。神祇の嫌ひ給ふ犯ちんをハ幽事ふつまく，かの先たまゝもはなら，そのれもふき。律の贖銅の定少や，近し。かの贖銅ハ死流徒杖笞の五刑を犯せらが八唐故犯みあらざれば，六議小あらからかきの人の銅を以て罪を贖ちしめたり。銅を出しつゝ罪を贖ふ

も被物を出へり罪を贖ふも同一義をうばひや。但上件大上中下の被へを犯人との事を犯せり。あるもふ知らる時ふ科せたまふ法を舉たるものなり。六月十二月の晦日の被もあつて法を舉たるものなり。天下の臣民一年の間ふ知らばく犯したる。罪穢の法よりかへんを。神ハ明らかにあらう。たゞ人へえどもあらむのちるま。きゆゑふ。六月と十二月との二度ふ官より贖物を出し。臣民の爲ふ。被を行はせたまふ。贖物を官より出はれ。罪穢たゞふあると云事の知られざりがゆゑなり。かくくちの二度の被へ朝廷の公事ふあれば都の内へ左右京職ふく行ひ。五畿七道ハ國々の衙ふく行ふを。くの恆例の行事ふく。臨時の儀式をうけりかくふ。古書みよ。委く載せく。あらねども。續日本紀天平寶字二年八月乙卯遣使大被天下諸國欲行大掌故也。また類聚國史延暦二十五年五月庚午敕其左右京并天下諸國待大被使到被清云云。また三代實錄元慶八年八月十六日甲辰分遣大中臣氏人等左右京五畿内七道諸國解除セシム。臨時の被を記された。ゆく。年中二度の大被も。天下うしきく修むる事を知る。五畿七道ハ國々上件をいきれども。一國の人民をうしきく國衙ふほどんあと。ソク、あらん。されば國衙附属の官人。國衙まで行ひ。その他の民庶ハ郡廳ふく修ほ。ふぞあり。べき。またその被所ふほく。ハ朱雀門前ふく行たり。だふ。官

人ののふハあトト見えく。續日本紀。養老五年七月己酉。始令文武百官率妻女姉妹會於六月十二月晦。大祓之處と。あれば國々よくも良民のかきりハ妻女姉妹をも率す。郡廳の祓所か會はく。家人奴婢の類ハ賤民ゆゑ良人よ列たりべきをうねべ。朝廷おほの更かわいをび。京職くわくも祓はもべきにあらばたもふその主家主家よく私わたくし修はり祓はふ會はく。三代實錄。貞觀八年正月廿三日庚寅。子起請めぐらし。諸家諸人至る于六月十二月必有祓除はつじゆ。神宴事云云と見えた。これふく朝廷京畿國衙郡廳くわくの公おほの祓は乃外ほか。家々の私の祓はある。とこと知しれたり。こののこと委まく記きせ。書かづれど。此說の如くちる。かく六月十二月の二度ふたづの更かわいをび。事ことあるより祓はり海うみ内うちをく。祓はを行はせ給たまひ。つつふすすよ。上件ゆも論いる。かく。その身み祓はある。ゆゑゑなり。一人祓はある。されふ觸ふれる者みれ祓はる。祓はしたる人の入る所ところ。一家いっけの一家

一郷いっこうの一郷いっこう。一郡いっぐんの一郡いっぐん。一國いっくにの一國いっくに。天下あまの天下あま。みれ祓はる。然しからまかくソリ。下さ座ざ。下さ同どう。及およ同處とうしょ。人ひと皆みな爲な祓は。丙へ入い。丙處へしょ。只ただ丙へ一身ひと爲な祓は。同處とうしょ人ひと不ふ爲な祓は。乙お入い丙處へしょ。同處とうしょ人ひと皆みな爲な祓は。丁と入い丙處へしょ。不ふ爲な祓は。甲か丙への祓は。考かふか。下さ葬さ禮れい。おの文ふみ。ろう。祓はある。人ひとを甲か祓は。他人ひとの甲か祓は處ところ入い。著座くわくざ。歸か。その家いえ内うちみれ祓はる。同戸どの人ひとも。他行い。其時そのとき小こああはは。居ゐ。其時そのとき小こああはは。他家ほかの者ひとも。しの家いえ小こ來く。同所どとソラ。心こころを清きよく。今いま。されを乙お祓はる。

ふはまき他人の乙穢の所ふ入く。着座<sup>シテ</sup>歸たり。ハ  
その身をかゝりの穢<sup>アリ</sup>。家内の穢<sup>アリ</sup>。されど丙穢<sup>アリ</sup>。丙  
の穢<sup>アリ</sup>。本所ふ遠き<sup>アリ</sup>。その穢<sup>アリ</sup>。同處の者ふ染む<sup>ス</sup>。  
小<sup>ハ</sup>至らぬ<sup>アリ</sup>。但乙穢の人丙の處ふ入<sup>ス</sup>。丙の家内  
みれ穢<sup>ル</sup>。丙を限<sup>ス</sup>。丁より以下<sup>ハ</sup>。たゞ<sup>ス</sup>丙處ふ入<sup>ク</sup>  
も穢<sup>ル</sup>。とせば。ちる穢<sup>ル</sup>。際限を失<sup>フ</sup>たるも比<sup>アリ</sup>。また<sup>ス</sup>  
を入<sup>ス</sup>。座<sup>リ</sup>たふせぬ<sup>ス</sup>。も穢<sup>ル</sup>。式文ふ謂<sup>ス</sup>着座<sup>ヲ</sup>。やあ  
ろ<sup>シ</sup>れ<sup>ナリ</sup>。春記<sup>ム</sup>。長暦三年十二月八日參督殿<sup>ヲ</sup>。而自今<sup>ニ</sup>  
三箇日丙穢<sup>アリ</sup>者。仍不<sup>=</sup>著座<sup>ヲ</sup>。退出<sup>シテ</sup>參内宿侍<sup>ス</sup>。源氏物語夕顔卷<sup>ム</sup>。  
源氏の君。夕顔の死穢<sup>ム</sup>。閉居<sup>リ</sup>給ひ<sup>ス</sup>。頭中將の訪

ひ來れまくる所の源氏の君比詞ふ立ちぐるゝれふ小入  
たまへやあれすとももゝ着座したまひ頭中將の身け  
がりゆゑをす。金葉集戀上ふ重服ふぢりたる人比立ふ  
きまうで來じと申たまうれ。けり。や端書あ  
リ。橘俊宗女の立ちぐる來たまうとある。藤衣ぬき捨ら  
せん身だと思へど詠る歌を載たまうも是ふ同じ。實朝卿  
三年八月五日件ふ。泰閼白殿之處有小櫛事不堂上之由青  
侍於門前示之。仍入立蔀戸。乍著皆懸尻候玉葉文治元  
年十月十六日件ふ。大外記頼業來依櫛様端懸片尻三  
長記元久三年二月十五日件ふ。泰左府云云乍著皆脫懸  
尻あり。乍著立ちぐるあいあい日。席上をせがく片  
尻をりけたるのみゆゑふ立ちぐるも同一事たま。

太政官辨官曹司等民部省中主計主稅二寮左右近衛府大將曹司等類也。やあす。ちれを法曹至要抄小引く如式條者一司有穢之時餘司不爲穢是隔牆別門之故然餘所可同之。やいどる。二水記小大永六年四月七日卯刻遂以崩御六月  
四日今日内侍所注連垣撤也。禁中從今日清淨也。  
 仍早且令行水待詣とあり。以後柏原院天皇崩御の時の事  
 ゆく。の御死穢を隔ん爲ふ。内侍所小注連を引き垣を結  
 せたり。けり。日數尽く撤せられた。よしをつむぎあり。  
 くの事ども。古書みことわにくく。舉りふ堪びくも  
 く。薦礼考。かく乃制を設ざれど穢小際限あらじ。を以  
 ふ載たる。かく乃制を設ざれど穢小際限あらじ。を以  
 てお。その際限の内をだふ。一ノ夜。祓ひ清むれば。天  
 下ふひろがるる穢もだのづか。一國ふやく。まは。一國  
 ふひろがれべき穢もだのづか。一郡一郷ふぞく。まは。一

郡一郷ふひろがるる穢もだのづか。一家か二家うな  
 やくまは。やれど。まあとて慎むべき穢を立た。もと  
 ほ戒慎。恐しきに打棄れ。その穢小所得く。禍津  
 日の荒ひ起。人の心きたちく成く。諸の罪を犯し犯せり。  
 罪天下ふかをみてみほどき。天津日の大御光。その穢を嫌  
 ひ給ふゆゑふ。これ國土小照徹クニツチテリトホ。日の御光。國土小照と  
 やうざれど。生きづけ。青人草をばぐ。五穀イナシキモ小至まく。夫  
 折彫枯のよしを免マヌカ。ざれいへ人へ顯事のみを知く  
 幽事を知らぬ。土中まで。照徹る御光をば。まはめ小見  
 みこす。あたま。たくけるか。日の國を仰くのみなり。仰

き見る所へ穢たる方やく淨き方やく。タモトタタタタタタタタタタ  
まふやうすれども。穢よたら。方やく。禍津日の荒じほよき  
ゆ名ふ。御光至るたまむば。とせ義をも。今たゞ人を以て委  
く曉じべ。伊勢貞丈の雜記の中ふ。大村如トヤツフ者  
のかけり。刀劍秘寶といふ書を引くへも。鍛冶場をきよ  
む。あすへ。天國以來の教をも。これ劍ハ丈夫の靈妙をあ  
らわに。をきものちひも。淨火を以て打ひ名をも。然るを研  
師とく時ふ。身かくさむ。藁火を以て打ひあり。身強柔ら  
かふ。研ぐ。堅き身ハ。やくふ刃くがれやほく。ま  
勞も多い。殊ふ冬のあらハ。あすののみをも。湯をうぶ立

やうふ沸し。寒き朝をどの五度も三度も湯をかけ。身を  
柔らうふされども。あれをも研師の深くかくさむゆゑ。  
大なる人のえく。火。上作大焼刃の身。また備前  
物を。ふ切せ善く。ゆか多し。皆研師のあぶ玉たるゆゑ  
を。あられど。ソリナリアの利劍も。たちまち鈍刀となる。  
され名人の焼ヤキ。火を。あびてゆく。ふよきく。うち。  
焼刃焼くる時。焼く。火城。ま。後ふ火もくあづれ。も  
あきふ。焼あしたる。火拔き。火ふく。火を抜く。あれ  
か。古人のうち。時焼く。あたき。火。刃のあん限。ハ。千  
万年も消さ。をき。火。心なく。焼ゆき。靈妙も。をき。劍と。

（も）うちあるあそ（も）うして なれやひを（も）と。わが日本の中國アモトノオホミツニへ北極出地三十度より四十度の間小（こ）よだかま（ま）く。世界の東頭小位タマシ。東頭即ち万國の首也。大地のものと圓体ゆく。環タマキの端タマキ如くちり物モノをばりぐらを取く。中と定むべき然れども物モノは首尾上下面背の備ミツメイめん。されば日本の方國小於る。その首たる。と更ふ幾度。丑寅未申のかた小長く（ひえ）。荒波を四方ふくらむ。このはまゆくに。一口の名劍の如く。もやよを塩沫シボナガの漬シロ成ル。國カもと。ひくくもひくくぬ神の造れる靈妙の國カーある。天津日の大御光人體小も土中ふも照トホ徹アツム。生れと生きソグる人へ。その力強く。この姿うるわしく。繫イハラキモチとおび。五穀イハラキモチハ。その實カく

（も）の味ひうまかきよ。護アシテ幸ひ給ふなれや。神ハ穢マコトを嫌ひ給ふ。なれたら所アリ。日國の御光照徹アツトボ。たまはるゆゑ。一家アヒタ。その戸内の人は血氣カクイわざろへ。天下アサハ。さればこの國土の地脉衰アリ。ちよけり。ひともひも。けね禍事マコトのひく來く。人の家社滅アシテ。ソミドキ合戰アシテ。わざく。天下の亂アリ。ちよけり。をよせたる多かる。され日神化御光小嫌アリ。かゆ名アリ。いねや。穢火アシテ。淨火アシテ。をぬく。かあしげや。火アシテ。だふせく。みく穢アシテ。さく。照アシテ。なたまく。日神の御光アシテ。夏アシテ。この照アシテ。あたまく。御光アシテ。日國の火光アシテ。

ちと日國ハ火土チリ。この國ハ水土チリ。この事トノ  
喪礼考ナリ。世ハ水火の二つナリ。水火ノものなる哉。火國の火光  
ぬけ多くちんみ。衰弱んもナシ。わきをなうじや。日の神乃  
照トメたまろ火の光ハ。國のあくんかぎ空ハ。千万年  
も消さるべきを。穢火城以て焼ゆけバ。人ゆくハ頭脳少ヤ  
ゆうたまふ御光きる。直日<sup>ナホニ</sup>の智力を失ひ。和名抄考  
云。顛一名天窓。和名阿太万<sup>アタマ</sup>とあり。阿太万ハ天靈の義小  
日神の御靈の頭の脳<sup>ホウ</sup>舍<sup>スル</sup>たま<sup>トコ</sup>。かくハ名つけた  
るも仕なし。云々。されば<sup>アタマ</sup>物語<sup>ス</sup>。敦康親王の生れさせ  
たまんろ<sup>トコ</sup>をいひ。件<sup>ス</sup>かくらだふかく。くれま<sup>ミ</sup>  
はも。一天の君<sup>ス</sup>をいひ。わく<sup>ミ</sup>めが<sup>ミ</sup>とあり。日<sup>ス</sup>の御光の舍<sup>スル</sup>ゆゑふ。頭の堅固<sup>カタクタ</sup>きこ<sup>ミ</sup>を呈。國<sup>ス</sup>ハ  
土中みあみ<sup>ミ</sup>る火氣絶<sup>ク</sup>。靈妙<sup>リョウメイ</sup>の地脉<sup>スル</sup>をうむ。禍

事のみ<sup>シ</sup>來<sup>ク</sup>種々の罪<sup>スル</sup>を。されど<sup>シテ</sup>も<sup>シ</sup>を  
きの穢<sup>スル</sup>を恐<sup>スル</sup>。まほ罪<sup>スル</sup>。あれ<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>世の人常<sup>スル</sup>穢  
火ふ<sup>シ</sup>れねやうに心<sup>スル</sup>。萬の罪<sup>スル</sup>を犯<sup>スル</sup>。古  
ヘ朝廷の盛<sup>スル</sup>たま<sup>ト</sup>御代<sup>スル</sup>。上件<sup>スル</sup>に<sup>シテ</sup>今<sup>ス</sup>如<sup>シ</sup>其  
犯<sup>スル</sup>あきら<sup>ム</sup>れる人少<sup>シ</sup>。罪<sup>スル</sup>の輕重<sup>スル</sup>大上中下の後  
を科<sup>スル</sup>。ま<sup>シ</sup>罪<sup>スル</sup>人をも。六月<sup>シテ</sup>十二月<sup>シテ</sup>二度の後<sup>スル</sup>  
せき<sup>スル</sup>。朝廷<sup>スル</sup>の罪<sup>スル</sup>をむおと彈<sup>スル</sup>。たまふ。身<sup>スル</sup>身<sup>スル</sup>  
滌<sup>スル</sup>の事<sup>スル</sup>を科<sup>スル</sup>。ま<sup>シ</sup>身<sup>スル</sup>も。身條<sup>スル</sup>後<sup>スル</sup>。身<sup>スル</sup>  
かねば。たよ<sup>シ</sup>罪穢<sup>スル</sup>あくん人<sup>スル</sup>。後<sup>スル</sup>。身<sup>スル</sup>かねば  
ひ禊<sup>ミツキ</sup>をすぐ<sup>スル</sup>。ゆ<sup>ハ</sup>伊邪那岐命の御身<sup>スル</sup>。身<sup>スル</sup>つけ<sup>スル</sup>を

祓具ハセツモリとてまんぐる後アフタ小橋の小門の潮シマふくみをきし給ひ  
湊佐之男命の祓具を科ハセツモリすれり出アフタたまぐる後アフタ出雲の  
湊賀の小川ふく身滌アフタたまぐるたゞまアフタふだくアフタこれ  
のみちアフタ。萬葉以下の歌集物語アフタどりも。みそぎの更を  
ひだり。枚舉アフタたゞば。その内齋宮齋院の御禊アフタどりの如き  
おとおわやけだアフタき事アフタもあつくれ。おわからアフタみれ  
禊アフタ私アフタ修アフタむわざアフタ。下件アフタ小引アフタ履仲紀の出アフタ於長  
せたる事アフタのやうアフタされど。當時アフタいまだ法制アフタもきんやり。公アフタ科  
ハ建アフタきよ一世アフタされば。祓アフタハ公アフタより科せ。禊アフタ私アフタ修アフタむ  
といふ。多いだアフタもた。祓アフタの如く公アフタより科アフタり律アフタあ  
ゆるをや。さるアフタ祓アフタハ罪過アフタにつき公アフタより罰アフタたまふ。お  
禊アフタ私アフタ罪過犯アフタる身を悔アフタく。みそぎアフタ身

心アフタ清め向後アフタ改アフタむ。わきアフタられば。祓アフタハ  
公アフタつき。禊アフタ私アフタつゝあやまアフタす。かくアフタとく萬の罪  
みれ火アフタ起アフタ。火の穢アフタみれ死アフタ起アフタ。そのアフタふ  
くへの道アフタたまアフタ。玉葉建久二年六月廿九日の件アフタ。於六  
月祓アフタ者必可アフタ修アフタ之事也。先年故泰親朝臣云。夏者火也秋者金  
也。火能刻アフタ金。仍夏秋氣節相改アフタ之時。天氣相亂。人氣相反。人成  
病。並招灾。因茲アフタ金火相刻之時。故修解謝之法。云云。是故人之  
傳無辨知之人由所談說アフタ。以之思之。万人必可アフタ修歟。たゞの  
如く。陰陽家の五行相刻の説アフタのみおちたる。ひづきま  
き事の限アフタある。今アフタ古アフタの御政れどろく。祓の儀式  
たまアフタ。公アフタ金科アフタまアフタ事アフタあづかり。がのくみだ

祓

大祓執中抄卷上

かく心を用ひて穢ふ觸れたるもむれももん時へ罪を犯す  
きしやもまご穢ひたりとたももんやも罪を犯され  
必ひ祓禊を修もう。祓具の延暦の御定ちくも身のや  
やふ徒ひく出し。祝師をよびて祓詞を讀しめ。ゆく後小海  
河ふかつまく身滌ミソキをすめら。ありせば抜けたる火の御  
光再び照徹。禍津日の荒びアリあり。禍惡去。直毘の

御靈幸ひく福善のみを來る。

世人の天罪國罪を犯し事の原の死穢ふ觸モト。等閑小  
ち過く祓禊を行ひぬよき起るを。その内モト穢あり  
家の火を喰フるや穢あり家小座たり。共ふねナシ事

のすうなれど。座たり。たゞこの穢の衣服ふげりのみ  
すりゆゑふ。祓禊ゆく清めり。たゞ火を喰たり。この  
穢の皮肉の中ふきみりゆゑふ。此も祓禊ゆく清めり  
すれやも。座せりふくふもど。いとも多くあれを除  
かん事ハだやひりら。知る。故自喪カレミカタふ遭たん。ハモ  
いた。ゆく。ひく。からそとん。喪あり家の穢火もく焚た  
るものと喰へう。但死穢の有无の尊卑の別なく。少佐  
ふくも明らかゆら。わざかれへ犯せり。やも即祓  
を科せられ。おもひよかけぬ事か。竈の穢モト  
むを知ら。食物を炊爨カシキたりを喰ひたり類の如きも。少佐

トミ穢々一度咽を過へ。ハテの穢身ふくみの、  
すかた。故六月十二月の大祓。あらかじめ。高津鳥乃災  
すつ罪條を舉られた。ハ。高津鳥のみの疫も。他の穢  
を類推されば。常み朝夕竈を清め。火を鑽改む。火を改  
めても。事の害あるべく。改火のわざを。更ふ行ふ所  
もあれど。今荒涼たり。淨穢を仰ぐも。論も。漢土ふそ。  
四時の改火あり。周禮。司爟掌行火之政令。四時變國火。以  
赦時疾。と見えたり。但彼方小火を改む。皇國の如く。穢  
を慎む。ゆゑ名ふ。隋書の王勗傳。古有鑽燧改火  
之義。近代廢絶。於是上表請變火。曰。臣謹案周官。四時變火。以

救時疾。明火不數變。時疾必興。聖人作法。豈徒然也。在晋時。有  
以洛陽火度江者。代々事之。相續不滅。火色變青。昔師曠食飯。  
云。是勞薪所釀也。晋平公使視之。果然。車輶。今温酒及炙。內用  
石炭。柴火。竹火。草火。麻茭火。氣味各不同。以此推之。新火舊火  
應有異。伏願遠遵先聖。於五時取五木。以變火。用功甚少。救益  
方。大綱。使百姓習久。未能頓同。尚食內厨。及東宮諸主。食厨。不  
可不依古法。上從之。と見え。宋史。趙師民改  
時疾。すこし。よき。されど。もと。死氣及汚物。小  
さな。火は火神の靈。穢氣。ふり。されば。ソ

大藏書抄卷上

まく改めども。あくき事かくれをき理あれども。やくも  
ほんぶ思ひかけぬ穢ふき。あらかくみを祓わざれ。朝  
夕ふ竈をはうひ。火を改く。清らか。薪ふうす。火神の靈  
を迎ゆる。さくちう。漢人の物の理をきむる事へ。ひよゆ  
うーとれや。正しき神代の傳をきゆ名ふ。更ふ淨火穢火の  
わいだれをくらば。たゞ新火舊火のけぢめとのみよか  
らふ終ふハ食物を焚く薪ふ。車輶を用ひて。やうのきた  
やうきちよもすりて。晋書の荀勗傳。嘗在帝坐進飯。  
信帝遣問膳夫。乃云實用故車脚。舉世伏其明識。とあり。小依  
まづ。天子の厨家の薪ふも。ウツ木を用ふ。トおも。ト  
皇國。あて。い。ひ。ふまづ。民の竈ふも。かく。万木を然り  
謂在坐人曰此房薪所。炊咸未之  
火也。天子の厨家の薪ふも。ウツ木を用ふ。トおも。ト

事れく。竈も。神どうやまひく。ソレ。尊ひ。ト。尊  
竈ハ和名抄。四邑字茨云竈和名加萬。炊爨處也。と見えく。  
食物を煮る所。萬兼集。可麻度。系播火氣布伎多豆受  
トあり。可麻度。や。竈所の義。處字。ハ。元も同  
じ。可。然うと。金を加麻。ト。モ。ト。ハ。ソ。更ふ。今  
ハ。伊呂波字類抄。金力マカナヘ。二訓。所見え  
たれ。是も。後世の。も。ある。ねど。み。き誤  
也。金ハ和名抄。古史考云。金和名。賀奈。聞。一云。未路。賀奈。倍  
と。あり。の。事ふ。物を入。煮る器。ハ。賀奈。聞。と。ハ  
ふ。今世。小用。都。比。金。久度。火。但。聞。都。比。神樂  
竈殿遊。奇。小止。与。戸川。比。枕草子。ふ。内膳御。火。火を焚く所のこ  
ア。な。と。した。と。ソ。を。ね。ど。久度。火。但。聞。都。比。神樂  
全躰の事。ふ。ハ。久度。火。但。聞。都。比。神樂  
きの穴。を。あ。け。た。が。一。種。ある。この穴。を。久度。火。和名  
抄。ふ。竈。和名。久度。竈。後穿也。と見え。竹恥物語。小。か。ま。と。三  
重。ふ。と。そ。云。云。く。と。あ。け。と。見。え。だ。る。され。煙。め。き  
を。う。され。が。竈。の。事。を。久度。と。も。文德實錄。小。齊衡。二年。十

大祓執中抄卷上

二月丙子朔大炊寮左大八島竈神齋火武主比命庭火皇神並  
授從五位下テ同書小天安元年四月癸酉有勅大炊寮大  
八島竈內膳司忌火庭火神並奉授從五位下テ三代實錄  
小貞觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前  
齋火武主比命神內膳司從五位下庭火皇神並授從五位上  
まゝ同書小同九年正月廿六日丁卯授內膳司從五位上庭  
火皇神從四位下テ見えど大八島竈神也忌火神也庭  
火神も共ふ竈を以て神ミタマ御位を授られたるものも  
至々至シテシテふ神ミタマソトモソトカモル所あ  
るゆゑ々や神名式シナニシ載シテシテ大藏宮内大炊  
匱陽等の省寮の式小竈  
神を祭る事ミタマ記されたりゆく上小引たる國史ミタマの文を参考する  
小大八島竈と忌火竈ミタマ大炊寮小庭火竈ミタマ内膳司ミタマれ  
をシテシテ見えども見え三代實錄の文また大炊寮ミタマれ  
大八島ミタマか里ミタマ忌火庭火ミタマ共ふ内膳司ミタマれシテシテ見  
やシテシテ見えシテシテその實ミタマ文德實錄の文ミタマ大炊寮ミタマ大  
八島内膳司忌火庭火ミタマれシテシテ大八島ミタマ大炊寮ミタマ大  
安二年の件の文を正シテシテ證シテシテかねど同書の齊  
衡二年の件シテシテ齋火ミタマの上小内膳司の三字脫シテシテふも  
やシテシテの三神ミタマ太古より天皇の御代々々三種神  
器ミタマつまシテシテ尊シテシテ靈物ミタマこれを祭シテシテ事

の證。宮内省式フ御并中宮御贖及祭忌火庭火御龕神平野、  
御害神料雜物云云。大藏省式フ此文見リ。とある。ゆく知られたり。お  
てこの式フ平野シマの名ナミが即大八島龕シマのちシマなり。ソ  
ちシマゆゑシマよシマは該平野とシマ考スふ。神名式フ平野  
祭神四座ルと見えタる。そぞ四座ルハ文德實錄ノ仁壽元年十  
月乙卯の件フ遣使者於平野神宮ノ策命ノ曰ク中畧コヨモテ是以正三位  
今木大神イマケノ乎從二位アキノ尔ノ正五位上久度古閑等二前神イマケノ乎從四  
位下尔アキトノ合殿坐アミトノ湏ヌメ比咩神カミ乎正五位下乃ノ御冠ミカコ仁上奉アシタツ利リと見  
えタる神返の御事フ。その内シマ久度神ノ即龕神シマ  
おシマ事フ上件の細注フ引タる。和名抄ノ竹取物語等の

文フあリせリ知ル。但同ノ龕シマの内シマ。後フ穴アリ煙  
の立リのいるやシマ小シマ火アリを久度クドりシマ。この久度クドの龕  
をすくすく大八島ハシマと稱ス。文德實錄ノ三代實錄ノ。大八島  
龕シマ即シマ也。竹取物語フ又人申ヤ。大炊寮ノひか  
屋シマのむねシマ。うくの穴アリ。燕アリ巣アリ。くひ侍ス。されマ  
めれらもとのおシマも城シマまシマ。うくらをゆシマ。子アリ。ゆシマ先  
やシマ。中シマあリふ人シマのせシマ。ほシマあリ。子アリ。燐シマの巣シマ小手  
をゆシマ。ゆシマさせシマゆシマ。物アリ。申ヤ。中納言ノ  
くさくシマ。ゆシマと腰立ス。なれシマ。至シマ。わシマふらん

ふとくわねのひすくゆくらんやのたまひく。籠ふ入くつ  
うれのやてとうかひ給ふ。糞尾をぬげといだくも  
ぐまうれふあくせく。手をぬげくゆくを給ふ。ひづめ  
るものさきりけるゆき。わき物ふきたり。今いわく  
よ。翁一えむらやのくまひく。あはまくくまくわろけんと  
て。綱を引く。綱たゆ。とき。やしまのかれのうへ  
ふ。のけさぬみわら給ふ。さあ。八島寵ふかけた。金  
のくじゅ云事に。これも即大八島寵ちう。天智紀ふ。大  
炊省有。八鼎鳴。どある。八鼎や。大八島寵神八座小當  
弓。おれば八座ハ八釜や。八竈ふうけた。金のくじ  
うちう。おれば八座ハ八釜や。八竈ふうけた。金のくじ

ちうや知る。袖中抄。むろのや。下野國の野  
中。小島あり。俗ハむろのや。もと。が。むろ。むろの所の名。こ  
の野中。小。ちみ。出。けの。たう。が。煙ふ似たう。ちう。こ  
れの能因が坤元儀ふ見えた。ちう。法性寺殿内大臣  
時の歌合。構津たえをたくむろのや。しまのくじ。も。も。  
や。立。ま。ゆ。戀も。も。かれ。判者基俊云。たえびくむろの  
や。も。く。も。も。ゆ。つ。ゆ。ハ。ひ。ふ侍。う。ぎ。事。ひ。う  
むろのや。も。ふ。た。え。火。を。た。く。ゆ。何。ふ。見。え。く。侍。う。ふ  
か。むろのや。も。と。い。ふ。事。二。あ。り。一。ゆ。下。野。ふ。むろ。の。や  
も。と。い。ふ。所。あ。り。今。一。つ。ハ。人。の。家。を。ど。み。あ。り。か。ち。く。ふ

むろやきたるをよみやうと、或文ふ見えたるひそづきふ  
よみてよまれたるふか侍らん。たゞひつはとゆくもたえ  
びたまこと事うと見え侍らば。志うあれどもや。惟成が  
歌ゆ。風うめくむろのや。あゆふきよ。心のうちふ  
立ふくるうれ。とよだるもたそくたまたる火や。聞え侍  
らさ。中私考。俊頼歌云。ゆくひきのむろのや。まのこ  
ゆく火小。身のたまちくんちくねあるかれ。おのうたへ。  
まとせむろはや。あゆとよみたるふや。志うほのほよも  
の夜。おれりのけむか。まとのものをゆくつく。おきどり  
置く。それが消えきくねゆまにく次のをくあんばるお

やを見る事の侍うこうや。たゞへいねうみやうのやうれ  
る事も。かまとふくはくまうるみや。くわくくわたりゆく  
しやいなま。かまとふくはくとやくも。もや平野御籠  
の名ゆく。朝家のみれ稱をうふ。色葉和難集ふ。大嘗會の  
行幸ゆ。かまとわくとば。やくのわたらやくかまを  
といひとば。平野つかまうば。忌火庭火の御籠をも。後ゆく  
ゆくふねくらむく八島ゆくじたま。が。民間までもれ  
ゆく。たゞくの籠のあく。なれま。とれもれたまき  
とどまよく。窓のあ。が。八島す。其外もく。八島とい  
あべく。さく此三前の御籠の事とも中古の書く委

見えたる。中右記の寛治八年十一月十一日の件の  
 裏書云。長徳三年三月廿一日。藏人信經私記曰。今日雨降。又  
 遣宮主令奉御祓。柳厨子所。仰詞曰。陰陽寮依例奉仕癸御祭。  
并内膳司  
 而月來之間。奉仕之勤不如法也。此由所不知食也。爰日者御  
 膳非例。仍令占申之所。御寵神崇之所致者。此由可祓申者兼  
 信奉宣旨向彼司奉仕御祓還奉令奏聞。云云。内膳司御寵神  
 三處也。一所平野。件癸御祭奉仕之神也。一所庭火。是尋常御  
 飯奉仕之神也。一所忌火。是則十一月新嘗會。六月神令食祭  
 奉仕之神也。而癸御祭不如法之由。欲祓申之所。件平野神无  
 死在。仍召問司官人。申云。件神圓融院。御時爲人所盜取。依件  
 徒

神事日。朔日奉政以後。納置内膳御戸宅内。是有事危之上。依  
 无神殿也。因之日來於庭火御前奉仕件癸御祭。云云。やあ。  
 これ也。但平野御寵の。癸御祭の神。やあ。よ。ふり。れ  
 ハ誤。庭火御祭も癸御祭み預給。中右記の文ハ癸  
 御祭奉仕の平野の神ハ圓融院の御時盜み取。れ  
 ま佑ぬふ。庭火の御前。平野の癸御祭を行ふ。れ  
 ふき。れ。陰陽寮式小。庭火并平野。竈神祭。坐内  
 二前。各六云。右毎月癸日之中。擇其吉日祭。とあれ。文德  
 小より。よき。平野則大八島ふく。れハ大炊寮の神  
 ある。式小座内膳司。と。後小遷された。ふや。平野  
 の。庭火もかねて癸日。の御祭の行。れ。こゝ知

矣。癸酉小祭。火。龕。火を焚く所。すらゆ名。水を以て  
それを鎮む。五行の説より多くも。故に。陰陽家の祭  
す。故ふ陰陽寮。忌火。御龕。火。癸祭のち。まづかみす  
いふ。これ新嘗祭神。今食等のもとも尊とき。神事の時の  
み用らる。御龕。すりゆ名。陰陽家の漢祭。用ひ給ハ  
きりたり。日本紀畧。天徳四年内裏焼亡。天皇遷御冷泉院。  
次文小平野。坐内外膳司。忌火。庭火等。神遷冷泉院。内膳と見え。  
庭火。平野別々屋也。安置之後。宮主申祝詞。と。ふ。依れ  
平野忌火。ハ同神。かや。と思。リ。金二口。と。あれ。ハ。一口  
い。平野一口。ハ。忌火。す。上。小。忌火。と。ひ。下。小。平野。と云  
て。互文。小。せ。さ。忌火の神。今食奉仕の神。す。小就く。按。ふ  
るもの。すり。さ。忌火の神。今食奉仕の神。す。小就く。按。ふ  
今食。ハ。今水。と訓。む。今。ハ。新也。貯。置。る。粟。を。新。小。磨。て。米。す。た

る。を。今磨。と。云。其意。す。新磨。の。御食。の意。す。と。今。毛人  
や。つ。名。す。今食。ふ。よ。名。す。玉勝間。ふ。い。へ。る。如。く  
す。と。釋。日本紀。引。る。私記。小古者。謂。木鳥介。故。今云  
神。今食者。古謂。之。神。今木。矣。と。見。え。た。玉勝間。の。説。小符。ヘ  
エ。これ。か。依。く。考。る。神名式。の。平野祭神。四座。は。内。す。第  
一。の。今木。大神。ハ。即。す。の。忌火。御龕。を。祭。す。か。や。あ。ん。然  
る。小。八。島。も。い。上。件。か。ひ。を。す。し。如。く。平。野。も。も。稱。す。と。忌火  
を。い。然。す。と。あ。の。聞。え。む。大。内。す。も。忌火。ハ。と。軽  
御龕。す。み。清。ら。う。ゆ。名。す。旨。す。あ。わ。た。の。忌火  
す。の。御。名。の。傳。す。今木。す。御。名。ハ。傳。ら。ぬ。ふ。も

やあらん。但三代實錄カハイタケ有。貞觀九年小庭火。皇神從四位下  
小進カミノミナシ。たまをもとれもへもうちれども。尊き神の如く  
されど。といひつゝりふる。これまく御位を授たまつる例。  
りづくとも。三處ミクニとも。同ドき。くのみかくろ。をき  
みあらば。もくく。脱字のあり。かや。續日本紀の天平三年  
正月乙亥。神祇官奏。庭火御龜四時祭祀永爲常例。と見えく。  
こゝ小も忌火の載られざる。庭火よりいわく。ふや  
すりゆく。むろれど。忌火のかたは。もとより四時の祭祀を  
預里給ふゆゑ。ふれを除き。庭火のみを天平三年小  
奏したる。ふもある。とくに。とい證ふちをかたし。四時祭

式の神今食カハイタケの條。小忌火。庭火。祭云。右大殿祭畢。宮主於内  
膳司行事。まよ。新嘗祭の條。小忌火。炊殿祭云。右新嘗祭時  
先新造炊殿依件。鎮祭宮主行事云。毎月朔日。忌火。庭火。祭  
中宮東宮。庭火准云。之。但忌火。不祭。云。右宮主於内膳司行事とある。みれ忌  
火と上カミ。尊カミ。はまカミ。ふ每月朔日の祭  
小忌火をハ中宮東宮より祭カミ。給カミ。あらも。神今食新嘗の  
み用カミ。御龜カミ。朝廷の外。との祭ある。だく。ゆる  
物カミ。あらが。たまカミ。上件カミ。引カミ。三代格の。中被料物の件  
不忌火等祭カミ。齊日カミ。ソム。ふ依カミ。ても。庭  
火平野カミ。よ。ハ忌火を旨とせら。趣カミ。を知カミ。されば。建曆御記。小龜神。行幸他  
所。之時。中納言以下供奉。最可爲靈物。女房。不忌之男。主上之

外不沐浴也。四五破ツニワル但指合用シテ之不可說物也。と見えたりか。  
忌火御寵アマミ年小二度ヲ三度ヲの御祭の外用ら  
とねゆゑふ。さのみ損ツキもヲ且朝家累代の器アマミ  
主上親御の物アマミ御代始アマミ小鑄改アマミ事アマミあ  
らアマミ久アマミ傳アマミ靈物アマミわアマミ御記の御說の  
所アマミ行幸の時アマミせ給アマミ例アマミ西宮記アマミ内膳御寵神アマミ  
奉アマミ他所アマミ更アマミ以生アマミ絹覆アマミ上アマミ衛士アマミ八人昇アマミ之アマミ宮主解除アマミ納言一人アマミ  
弁外記史アマミ以下供奉アマミと見えアマミ小右記の寛弘二年十一月十  
五日アマミ件アマミ内裏アマミ燒アマミ七云アマミ主上御神嘉殿者アマミ十七日今夜亥  
刺奉移御寵神アマミ中納言隆家從アマミ其役アマミ玉葉治兼四年六月  
二日癸未天晴卯刺行幸於入道相國六波羅別業アマミ中畠次内  
侍所中畠次御寵神アマミ次小平野御寵アマミ日本紀畠の永觀元  
年十月一日の件アマミ内膳司平野庭火御寵金アマミ被盗取アマミ了アマミ

卫アマミ上件アマミ中右記アマミ圓融院御時爲人所盜取アマミ  
見えアマミ當時のアマミ也。同書の十二月廿五日の件アマミ内  
膳司平野庭火御金カマシナ如元置アマミ本司アマミ金先日被盜取畢アマミ仍新所  
鑄アマミと見えアマミ之アマミ時アマミ古物アマミ失アマミなりアマミケリ。庭火  
但平野御寵アマミ忌火の如く古物アマミ用ひアマミうれアマミ。庭火  
の御代アマミと小鑄アマミのちアマミゆゑふ。古物アマミ小アマミ。古  
の事アマミ次アマミ金アマミかきたれアマミ。実アマミ火アマミ内膳屋の庭内小居アマミ御饌アマミもアマミを焚アマミ調アマミ。寵アマミ  
るゆゑふ。此名あるふやあん。さればうきアマミ御卽位の  
時アマミえまぐ東宮アマミ用ひさせたまアマミ御寵アマミ内膳司アマミ  
渡アマミせたまアマミ腕屣アマミの御時アマミ司アマミ仙洞アマミもアマミ

せひしせたまふ例ゆく。左經記の寛仁二年四月廿八日の件小亥二點還宮。太皇太后宮令同輿給以同刻奉渡御寵神。奉遷内膳ミタマ。小右記の延久四年十二月廿一日の件小亥列有院廳始子刻被渡内膳御寵神。別當顯綱朝臣判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之。山槐記の治承四年四月廿六日の件小。今度被奉渡御寵神於大内。云々中畧新院御寵神。今夜同自大内内膳被奉渡院。當今坊時御寵神。御坐于閑院之内膳。新院在位之時御閑院當。今備貳之時御坐此所也。自件所奉渡大内。而新院御寵神可奉渡之處无其所。雖尋先例不明。廻今按奉渡前坊内膳屋了。令渡替。以内裏御寵神奉渡院内膳者可給也。

有其障。以院御寵神奉渡前坊内膳屋不可有事忌之由所存也。別當右中辨兼光朝臣主典代廳官以下等泰向皆步行供奉之人夫又雜事一如内裏儀。葉黃記の寛元四年四月廿九日の件小。抑寵神祭自御在位之時可有之。腕屣以後院司泰向自内膳屋可奉渡之。本朝世紀の康治元年十月十四日の件小。坊時御寵神自三条殿奉渡土御門皇居。權中納言重通卿右少辨同忠賴權少外記中原景兼右少辨中原義兼及諸衛等供奉先於仗座被定日時又内膳御寵神被奉渡新院了。すとある。御生涯きちり御饌を焚く寵のとふくしん庭火を至々。されば庭火のみ。御一代小ひよ

つら必ひ鑄造らるゝものち。みや上件ふひけり葉黃記  
の寛元四年四月廿九日比文の法。きくか近來公家、龜神御  
金无新造之儀。累代同物也。最无四度計。貳欵今依<sub>シトケ</sub>不<sub>レ</sub>可默止。  
有新造也。後堀河院御時。雖有此儀。遂以无沙汰と見え。を  
ハ新造<sub>ク</sub>古例とわも。中右記の文ふ依<sub>リ</sub>。忌火平野  
ち。尋常御飯を奉仕の竈ふ<sub>ハ</sub>鑄改<sub>ル</sub>。さやか。庭火の新造  
ち。尋常御飯を奉仕の竈ふ<sub>カ</sub>くてわも。み平野社ハ  
く損<sub>ド</sub>や。いきかべ。ち。ど<sub>リ</sub>。上件ふひけり如く。第一第二の神殿<sub>ヤ</sub>も。御竈の御靈を祭  
せらふや。ヤホヤ。一ノ内。第三の神殿<sub>ヤ</sub>。古閑神<sub>フルア</sub>も。  
く。の庭火の御靈<sub>ム</sub>あ。わみや。御名義。庭火御竈<sub>ハ</sub>  
天子御一代ふひけり。必ひ造ら<sub>ク</sub>。例<sub>ハ</sub>ゆ名<sub>ハ</sub>。崩

御の後ハ。うの御代の庭火を別所小藏<sub>スル</sub>。これと古閑  
ヤツ<sub>ハ</sub>欽<sub>ル</sub>。古<sub>ル</sub>ハ舊<sub>ル</sub>。開<sub>ハ</sub>用<sub>ハ</sub>き器<sub>ト</sub>阿支<sub>モ</sub>能<sub>ヤ</sub>り<sub>フ</sub>  
ア支<sub>ハ</sub>。空器<sub>の</sub>夏<sub>也</sub>。然れ<sub>ヤ</sub>も。決<sub>キ</sub>め<sub>ハ</sub>ひがだ<sub>リ</sub>。  
平野神社の御事<sub>ト</sub>。中右記の説<sub>ト</sub>。然<sub>ト</sub>や。ヤホヤも。も<sub>リ</sub>  
小執<sub>ハ</sub>。試<sub>ハ</sub>か<sub>ハ</sub>。せり。ち。見ん人<sub>ト</sub>。古書<sub>モ</sub>  
ハ。渉獵<sub>ハ</sub>。正義<sub>を</sub>も。と。じ。が。は。ゆくのら。增鏡の寶治  
二年十月廿三日の件を見る。ふ。二條油小路<sub>ト</sub>。火出來<sub>ハ</sub>  
閑院のつら<sub>ハ</sub>。き。内<sub>チ</sub>。内膳屋<sub>ヤ</sub>。みと。神代<sub>ト</sub>。り<sub>フ</sub>た  
ち。御竈<sub>も</sub>。や。け。と。ち。ま。れ。く。り。つ。あ。ふ。ま。き。事<sub>ハ</sub>  
ハ侍ア<sub>リ</sub>。と見え。れ。ば。この時忌火も焼損<sub>ド</sub>給<sub>タ</sub>。然<sub>モ</sub>

寅津日子神

やまとそのをとくも焼損ト給テノミヤク。あとからモ  
セモテヒトモタモシテ。アキツレモレモレモレモ  
モモモモモモモモモモモモモモモモモモモ  
職式少。龜神四座。窖神四座。大炊寮式少。龜神八座。少  
あり。別ち。龜。少。小。ち。ん。少。古事記少。次。御年神。又娶。  
天知迦流美豆比賣生子。奥津日子神。奥津比賣命。亦名大戸  
アメシルカルミツヒノニウミヤセルニコ。オキツヒコカミ。オキツロコトミコト。ハオホヘ

比賣神此者諸人以拜龜神者也。とあり。傳ふ此小龜神と  
比古神比賣神二柱を比せり。かく比賣神一柱。す。  
はくさかく。ば。舊事記みる。此二神者とあらど。例のよきよく。  
た。若ニ柱を指く。ひちく。此ニ柱神者とあ  
る。き例す。且大戸。すよ名も。比賣神。トの。あらん。龜神  
への。一神をのみつす。されど。ちや空めがくく。むか

ゆ。世俗の謬み。竈神カミは女神ミツメと云ふとのある。漢籍  
みよち。ソシ。ソア。ト出た。か。モニ。古よりの傳  
カリ。ふまれ。諸民カシナが炊爨カシナを教へ給ひ。功ある。神カミたる  
が。トヤハ。ソア。ト。の説ふト。ソア。彼記の文脉を考る。竈神  
ハ決ちく比賣神の一柱たり。上件カシナもつも。ふ舉た。如く。  
大八島忌火庭火カミヒマツ。共ふ御竈カミカミを神カミ。祭カミ。この比賣神  
ハ。炊爨カシナのわカミと掌カミをゆ名ふ。竈神カミとソア。御竈カミカミ  
卽竈神と稱カミ。タ。ソア。この義別コト。さすが平野社の第一  
第二第三の三殿カミの神カミ。大八島忌火庭火の三神カミ。  
み。第四殿の比賣神とソア。大戸比賣神カミ。ソア。決

凡常み仁德天皇の垂跡と申ひ。ソシタリ古傳を失る  
る說をひど。仁德紀小四年春二月詔群臣曰朕登高臺以遠  
望之烟氣不起於域中以爲百姓旣貧而家无炊者朕聞云云。  
三月詔曰自今以後至于三歲悉除課役息百姓之苦。中畧是  
後風雨順時五穀豐穰三稔之間百姓富寬頌德旣滿炊烟亦  
繁。これより歌小高殿小のソシタリ見れば天下四方小  
々々々今ぞ富也。延喜六年小左大臣時平平野ハ龜神  
ちりとソシ古傳の所レバノ残也。この炊烟の故事  
を附會。仁德天皇を祭ねてもソシタリ。あく。仁德  
天皇を祭ねるとソシタリ也。ソシタリ此社の龜神也。れども

ヤカツカミ  
宅神  
龜神也

トキナニモソシタリ知ろ。モヤ。ナモカニ。朝廷小御  
龜をやん。ソシタキ物小たゞました。命繼食物を  
焚く所ちひをあリ。さるべく朝廷のみ私事小わ  
らば上中下村。重くあがめ祭。朝夕み焚。薪と  
火と心を用ひ。穢をき。ナシ。みまへ。神祇令小季夏月次  
祭の義解。即如庶人宅神祭也。とある。宅神と貴嶺問答小  
ヤカツカミと訓。土御門院御集小か。木のもの下  
葉を折。ソシタリ。神を祭る比哉。宅をヤカと訓。源氏  
行。此宅神即龜神也。家毎小ある。龜處の事たり。木工  
爲忠朝臣家百首。神祭を爲隆。か。そそのやひ。と  
いたす。や。のへ。ひ。ふ。を。ま。へ。つ。る。う。れ。と。あ。神

大藏經中華書局影印

祭も家神祭あり。やどり。つまひとあり。ゆく。知るべし。  
忠見集ふ。四月家の神。年々。みまわらん。うひへき  
わを。見む。かく。くかみの。い。うる。その證。明月記の建  
立。家神も宅神ふ。わが。ドモリ。中畠。件。竈神。日來座坊  
久十年四月丹日の件。今夜家神祭。中畠。件。竈神。日來座坊  
門去廿七日渡此宿所。坤方了。と見え。うらゆ。宅神の竈神  
ちゆうじゆ。明らか。す。拾芥抄。み祭宅神吉日とく。日も。載  
たれど。月も。記。さく。されど。かく。忠  
見集。明月記。傳。か所見。四月。ちゆうべ。も。用。お祭り。ふや。あくしん。

淨音

月ノ火ノ歌を載たるある。かくわく世人常ふ龜神を淨め  
を参考へ。わくと云ふ。齋きく。火穢を犯ほこず。火を忌む。伊勢も。是  
かく。てあく見聞。ゆゑをかく。ろときく。ふ。正權の。參宜の。  
神宮ふ。參勤。ゆゑを見よ。かく。へば。十一日泰宮ふ。當ア。九  
月。八日。日の夜。より。九日。十日。十一日。と別火を食。更ふ他  
人と同火せば。よき。み忌服月水等の人との席を同。

家内小月水を見る時  
物をもじりて、其日より火を改む  
内に、煮焼たりたり食ふ。器物を洗ひ淨め火を改む  
る也。これを火替りり。一月水を見ろ婦人れ。其日より  
別火を食ひ。七日ふ至る。髪を洗ひ水ふあび。さく後バ日  
火九日火十日火とつひて。日毎火を改め。十一日ふ至る  
く本家の火を食りせ。泰宮をゆり也。七日まぐの居所を  
假屋とひ。八日よき後の居所を過屋とし。土人宮  
川をわたる。他所の火をくへば旅火とりひ。三日の  
間別火を。日數終く本家の火を食ふ也。火の嚴ぢると  
かくの下りもひつて。がもうアふことを行ひれ。せん  
てひれ。ふれ。ふ依くも心も  
用いものせまやしくある。

善後惡後の事。くわしくりをよみのち。これと辨へねば。  
どい。後の深き旨あるもれが。うもれべ。またいもんやれ。  
上件ふひき。延暦の太政官符ふ。大後料物二十八種云々  
の注ふ。秉前惡後料物准テ此重輸テス今除ノ一後ヲ下條亦同。この文

を以てれども、大上中下の四種の物ハ、みれ善祓用る  
料也。シテ准々惡祓の料也。今まゞハ共ふ同々科  
せられたゞども、此度改て、たゞ善祓の料物のみを輸さ  
め給ふ。故に今除一祓とソドウナリ。官符ハ、善惡ニ祓重科  
多事傷苛細深損黎元、仍テ今馳張立。一人修例已繁輸物亦  
例如件アリ。と并せ曉ス。大祓の一祓とありハ、大祓  
の内ふく善祓と對ひたる惡祓の事也。下條亦同ト上  
中下の三祓也。善祓惡祓アリト是モ亦同ト。惡祓の一  
祓を除くソムアリ。かく祓と善惡の二つあり。事ハ  
神代紀少見ス。一書ハ己而科罪、於素盞鳴尊而責其祓具  
是以有手端吉棄物足端凶棄物。キモト一書ハ、以手爪爲吉爪。

棄物以足凡爲凶凡棄物乃使天兒屋命掌其解除之太諱辭而宣之焉世人慎取己凡者此其縁也と見えどろされ起りもかぢり。吉凶も善惡も共ふヨシアシと訓む棄物ハ祓具たり。忌嫌ひ祓ひ棄るよりのちゆふふ棄物とリ。されば吉棄物ハ善祓凶棄物ハ惡祓ふあり。日本紀惡の二つ小口みたる。ワリありゆゑうす。日本紀の私記小凡解除之道必有兩種吉凶是也吉解者是招禱吉事也凶解者卽除却凶事兼招吉事。中畧解除之道闕一不可也故兼用吉凶二解也。トあり。か如く罪穢ある人小公より科せし。その罪穢を除くめまゝ。惡祓たり。惡祓たり。河海之後吉事を招禱せん。爲小。まゝ科せり。善祓たり。善祓たり。惡祓たり。惡祓たり。

小臨みく水滌を修めり。かとひの善祓子属くちり。この  
小身滌の事と善祓とのもりよ。建久行事記小惡祓勤仕。  
次吉祓勤仕御麻奉りあり。善吉とかうり也。まこと百練  
抄建久四年二月十五日諒間終由祓也とあり。台記の久安  
三年九月十七日の件小傳聞去十一日夜外祖母入滅於河原行由  
治龙府外祖母喪小遭りへり。小依て修めり。由祓也同記  
の天養二年九月一日の件小依天下不淨御燈由祓ある。宇  
ハ待賢門院崩御の觸穢小依く。三日の御燈の爲小由祓と  
行ちく。ト一也。この外より所見多し。さればたゞ善祓  
くれり。善祓を由祓とかげりあり。さればたゞ善祓  
を行ひたゞり。水滌をせめど。身心より小清めど。

ワム事ハナム理たり。この事上件小く。履仲紀五年小車持  
君小罪あり。祓を科せ一件小負惡解除善解除而出於長  
渚崎令祓禊ハシミツ。因ふワム長渚崎ハ今津國河辺郡マカあ  
ハノ合類節用集小長渚濱。攝州河辺郡。今

云川尻と見え。公夏根源の七瀬御祓の集釋小此小記  
か。を洛中七瀬ト号ス。タセテアシハラヒヨシハラヒヲ小七瀬トモイフ。本七瀬トイ  
フハ難波。田蓑島。河後。攝津。大島。橋。小島。山城。佐久那谷。辛崎。  
近江。コレヲ大七瀬トモイフナリ。長渚を河後小改  
め。命だふ長渚小あ。津国のかよひの事も。され  
きふく。命の長きふい。けた。をね。小當時へ。か  
長渚と。ソト。アキラ。かくね。川尻ハ大七瀬の其一  
みく。上古よりの祓所を。但伊呂波字類抄小載たる。  
七瀬の内小川尻みえ。悪祓を除き。善祓を後小書  
ふ。き。夏至。かく考。い。惡祓と官符小見え。吉葉物惡葉  
物と神代紀小ある。か如き。字の順ふ。かくののみ  
く。まこと。ハリ。祓とも。まく。惡祓と。後小善祓を。い。も  
か。す。か。ふ。か。ん。毎年の六月十二月の晦日の大祓。大嘗祭小つ

きこの大祓をとの如き。罪穢たまふあたとひふ夏の知り  
げく善祓のみち。罪穢を犯したる事の明ふ知り  
うふ。その人ふ善惡二祓ともふ科せらる事なし。

延暦官符よしとすれも善祓のみふたれ。百練抄下。建久四年三月十五日壬午諒闇終由大祓也とあり。如きも諒闇もて  
て吉ふかへる時たり。ゆゑふ。善祓のみち。

或問云。朱雀門の大祓ハももく親王以下百官以上の集會  
ゆく。農事ふたづはちる民ハ一人だふ。あもび。もく  
小天罪の中少畔放溝埋樋放頬時串刺をと。田地ふつき  
ての罪を擧られたる。かくの事ぢに。祓詞  
ハ。上代の律令たとえといもく。ハ。浦もややたももくられ。や

農事といふをみせぬ王臣たち少耕作ふ属たり事と宣  
聞しらたまふ。律令を虚文ふせらる。やいふものち  
ひやいふ。いふか。といふ。わのれ答といふ。そへ後世  
の形勢小泥く。當時の摸様ふうやきよきの疑ち。故今く  
ハ。論べ。上代。貴賤の別ちく。親ら未耜を把  
く。田畠を耕せ。故ふ延喜式の詔詞す。皇神能御刀代乎  
シメテミコタチオキミタクナミアシケタカラノ。トリツクラムオキツミトシハ  
始氏。親王等王臣等天下公民能取作奥津御年者。云云の取  
作の二字。ナリ。親王以下ふ係どるを以ても知べ。そ  
ハ。皇國のまち。漢土もまく同トからず。それ  
が中ふ。文武の業をもく公ふけくより士もあ。ようだ

の物づくる。工もあつて四方ふをせりぐりひくあきをひく  
る商もある。わのふく身のちやくしたじひ。わもむ  
く途へこゆく。農のみふどくすか。ゆくあくねやくの  
士も工も商も。みれ農よを出るものゆくあれど。ソシモく  
ゆくも農の一民なるが。ソシモく士農工商とあるから  
ふ。これを四民ともいふをうたり。但士農工商の名目。皇國  
の古書ゆくもゆく見あつば。漢籍ゆくはソシモとの書ふ  
も。ソシモく見えたるか。いまくくくもえあきらば。管子  
の牧民の篇ふ。の名目あつ。すき書ぢねば。うれしもや  
うれしもや。顧炎武。日知録ふ。けやうふソシモとれ  
ソシモとれ。

ちゆ。四民とのみりゆ。とく。此方の古書ゆくあく。續日  
本紀の靈龜元年五月の敕ふ見えど。こく漢籍ふよ。今  
くふぞくれたり。もはをうん欽。當時いま。四民の稱あ  
えぐくもれいえび。とく。ゆく。本の農の一民なるゆ  
名ふ。和名抄ふ。日本紀私記を引く。人民の字を於保元多加  
良と訓。於保元ハ大御の音便ふ。く。多加良  
ハ田族。カタカラ。の加良ハ生族。屋族。カタカラ。の加良。ふ。同。トモカラ。  
ハ我を産た。母方の族の義。屋族ハ吾。オホタ。公の大御田を給  
繙く所の父の家属。イツキ。の義。屋族。カタカラ。の義。屋族。カタカラ。の義。屋族。カタカラ。  
アリ耕作。族。トモカラ。のろをう。然るふ。ふ。トモカラ。  
加良。カタカラ。ハ世ふ得がく。有難きもの。名目。トモカラ。

かけまくもかくしき。三種の神寶。其外ゆき金銀珠玉  
のたぐひの名を。とおもふられず。その原に耕作する人  
の事から。かうして種々の物の名目と申す。たりけり。  
江家次第の改元の條は。囚人の罪を赦たまふ事を載せる  
る件。召出囚等。仰之看督長作法。仰云。依其事殊以免給。各  
罷還本貫重犯不奉仕。爲公御財御調物備進礼。である。こ  
かく獄舎小繫れたる犯人あれども。今この罪を赦し  
本貫みうちたまふたり。今日より心を改め。公の御田  
族。すなむ。耕作小力を盡し。御調物備へ奉れ。仰むる詞を  
是。さむ。財字いたく訓を借らるのを。古事記傳小。

この公御財の字ふよどく。大御寶をくまくひらむへ。多加良  
の訓義をくわしくおもひ得ざり。誤く本末をかく  
へたるものなし。まる民を美多美と訓む。上の美ハ御を主  
下の美ハ持ち。母知と約ひ。美と約ひ。是なり。山津見綿  
母知の約ゆく。持ち。萬葉集小御民吾ソケ。あらふ  
アラトミ。かくみづの事を。御民とたゞひひ。ソク。  
ハ。公の御田を給ひ持たる義の言ゆく。大御田族の大御  
御民の御も共ふ民のかくふ属く辭ひあら。公のえ  
ふ属くをなす。けくぶソケ。へ士も農も工も商も男  
女の別なく。生ゆくまれソケる人の公より御田たまふ

らの一人もあらず。故古事記云。旦波比古多々湧美  
智能宇斯王之女。名兄比賣弟比賣。茲二女王淨公民故。と見  
え。かく天皇の御親族を仰へ。公民とソトナリキ。諸  
臣百官をや。上一人を置奉る。その外。良人のかぎり。尊  
も卑も。ソトナリ。田族田持の名目をもつきたる。へちき事  
なり。ゆるから。小田地をつくるのくわぐの罪を。彼の文を  
載たるも。ソトナリ。神代の故事のみよ。虚文をひ  
あらば。や知る。

因みに。田令云。凡給口分田者男二段。女減三分之一。  
これ良民云。授たまふ制也。夫婦の口分合ひとば三段

百二十歩と約。耕織の業をたゞおとたゞり。粗調穢  
小輸せ。餘を以て生涯安く過ら。子あれば。男子  
の父。ふだん。女子の母。云がれ。この年六才。云が  
ふとまちと給ふ。集解の古記云。人生六年得授田。此名爲  
初班。といふ。是を云ふ。田令云。官戸奴婢。口分田與良  
人同。家人奴婢。隨鄉寬狹。並給三分之一。とある。これ賤民  
のたまふ。制也。但賤の子も。集解の古記云。六年以上  
給之。但今行事。賤十二年以上給之。と見え。はゞめの良  
人。小等。一。給ひたまふ。後ふうの年十二歳。云う  
をまちと給ふ例とす。續紀の養老七年十二月

癸亥の件ふ令天下諸國奴婢口分田授十二年以上者と  
あれば當年の格とねもよりむかへの如く良賤  
やもふ人と生れ出たる者多少と遲速とのけらめにあ  
じて御田給りぬものへ一人もすき事也然らば賤民  
もいぢゆか犬御田族と稱べきものたりみやとねもふ  
小所ふあくび上ふ引る凡官戸奴婢云條の集解の釋  
に亦是不稅田也與百姓異也と見えく賤民やくもさく  
かふ人と生きるものちるゆゑふ授田へありやひをど  
も租調徭の三事もくくまくくび故官戸家人奴婢等  
の賤もく百姓のかきの内ゆの入をたまうべるあり  
官戸と公奴婢とも公家へりもれ家人と私奴婢とも  
私家ふ使りくものちるゆゑふ調徭を輸りくとす  
ちきかくてその口分田へ更みもいぢ官位ふつきた  
る職分田位田の類も共ふ給もく人の一世くまくい  
官位のあるかどのみ化事ちるをこの外ふ私田とく私  
小墾ヒラキたる田を持たるもあらがくも先祖の功ゆく給  
アたる田を持たるもあらがくも先祖の功ゆく給  
ける田をれば代々を經りて領きたもれを名  
田ゆりふこの先祖の名をこの田ふ遺し傳ゆゑ  
たりこの名田を多く持く族廣き者を大名ゆりふ  
とも神代ふ大己貴命オホナムチとくわく神の御名を三

代實錄。延喜式等小。大名持オホナモチ也。即此神の名田をひらく領知カミハキませり。ゆゑ名小稱タヌタニたり。至タマ。之れと拠タマ。者常陸國大名也。と見え。此外又も同書以下の記録より。ふあやくこの名目の出たる。ソレ。御自の御爲ミニツカラ。領地廣き者の称たり。併しが上古の天皇の御自の御爲ミナシロ。後妃皇子たちの御爲小。御名代ミナシロ。

のこゝにせたまくるも。みれ田地の事カニマサラニ。清寧紀二年ふ。天皇恨カニマサラニ无子。乃遣大伴室屋大連於諸國置白髮部舍人白髮部膳夫白髮部鞞負冀垂遺跡。令觀於後一天皇の御名白髮と申奉カシハテ。ふ依カシハテ。白髮部を置たまへるものなり。また安閑紀元年ふ。天皇敕大伴大連金村曰朕納四妻。至今无嗣。萬歲之後。朕名絕矣。

大伴伯父今作何計。每念於茲憂慮何已。大伴大連金村奏。曰。亦臣所憂也。夫我國家之王天下者。不論有嗣无嗣。要湏因物爲名。請爲皇后次妃建立屯倉之地。使留後代。顯前迹詔曰可。兵宜早安置。云。とあり。かゞ御名を田地小遺一留たまふよ。也。代アガス其地をさへ辭タマ。たゞへむ。地ちう。されば御名代も御名を留る地の義タマ。この例タマ。知タマ。後のものタマ。源平盛衰記。頼豪タマ。然靈を宥タマ。近江國タマ。六十町の田代を實相房タマ。寄附タマ。とある。かゞ思タマ。小依タマ考タマ。中古以來の記録田券タマ。小。某名タマ。之タマ。公文名未武名タマ。見えタマ。彼名田の字タマ。あり。名田をあず。領知カミハキ。不足タマ。富貴

をきのめたらん人も古を仰き民百姓の稱をわびせ  
いふ。ほひふ農稼と賤業とがもをぐ。ソシテむ世ふる  
からべー。

詔詞考小太政官式を引く。凡六月十二月晦日於宮城南路  
大祓中畧百官男女悉會祓之。當時大祓亦同云。當時大祓  
ハ建禮門ゆくあり。三代實錄小見え。是の内裡  
後釋小。貞觀七年七月廿九日先是武德殿前有人死。仍  
大祓於建禮門前。とあると見くいもれたる。是ハ内裡  
の穢タガなりゆゑ。殊小建禮門ゆく行ひ。ふこゑあれ。れ  
くすへとハ臨時のも。朱雀門ゆくあらへ。文德實錄小  
見え。

嘉祥三年四月辛亥爲除凶服先遣大中臣氏人於五畿七道  
諸國以修大祓癸丑帝吉服大祓於朱雀門前と見え。右小引  
る太政官式ゆも。臨時大祓亦同と見え。大嘗會の時タレも  
如二季儀とのもあらず。其處も舉られぬ。も朱雀門  
前からとくもあれど。但大藏省式小。凡臨時大祓所立五  
丈幄二字七丈幄一字とある。他處ゆく行ひ。事もあ  
る。朱雀門の時の幄を立る。ことを云ふ。考  
の説をもどきたと。中々小後釋のかたの僻説たり。考  
後かひ心けきたと。それもあら。玉勝間小師の詔詞考大  
祓の解小。臨時大祓ハ建禮門ゆくあり。と。三代實錄小見

えどをといたれたり。おのと後釋ふ。中畧臨時のも朱雀門少くあらずなし。やひりうへ誤を多きかけり。然ども兩門少くの差別をくわへし。もわらばアレゆゑふ。ほ其説。轍をとどけてとかひふらん心ち。初學の徒へ快くえふ。故今ふと辨へんと。臨時大祓はその處あれども定まへどいをや。わいへ建禮門を用らるゝ見えむ。日本紀畧か天長七年九月乙亥。於建禮門前大祓。依披庭大祓也。三代實錄。貞觀元年四月廿一日丙午大祓。於建禮門前以觸穢之人入於御在所也。同四年十一月廿日甲申。先是少主鎌從八位上美和真人清江言。

鼠齒内印盤褥。至是神祇官ト云。觸穢之人供神事。仍成祟。由是大祓於建禮門前也。同五年十月卅日己丑。大祓於建禮門前以犬齒外人散入神祇官故也。八年四月廿一日乙未。大祓於建禮門前以辨官大藏省並有穢也。また同十六年正月廿九日庚寅。右近衛宇保貞主宿直仗下頓。得病死。或稱氣絕於宮中。或云出於宮外而命終來月上旬應祠祈年。大原野春日等神。仍是日大祓於建禮門前。十一月十六日辛丑。先是十月二十七日。木工寮史生出雲島成外喪家人入寮。官人參入内裏。由是平野梅宮春日大原野園韓神鎮鬼等諸祭皆從停廢。大祓於建禮門前。十二月十

一日乙丑。縁右近衛府失火之穢。停月次神今食祭。大祓於建禮門前。十七年十二月十一日庚申。停月次神今食祭。先是今月六日。左近衛府人死。神祇官染汚其穢。大祓於建禮門前。元慶二年九月十一日癸卯。大祓於建禮門前。昨日弁官有人死穢。今日不得發。奉幣伊勢太神宮使故修此禊也。七年十一月十六日己卯。停新嘗祭於建禮門前。修大祓。以內裏人死。諸禮停廢也。仁和二年四月六日乙卯。大祓於建禮門前。以去三日有人死穢也。此外少も。小祓用建禮門。用例より多く。祓をどの事も。此書より詳小載られたり。本書を見ると。臨時大祓は。かくして。建禮門なり。殊ふ元慶六年

四月廿六日甲午の件少へ。於朱雀門前修大祓。以去八日大膳職人少。十日大藏省人少。平野松尾賀茂等祭停止。故也。臨時大祓於建禮門前行之。因穢不可用。大藏省幄。仍用朱雀門とある。をたゞ。もよよ。臨時のハ。常例のまゝ異小て。集會の人も。穢少觸たら限をうけど。諸司の官人の内ゆくも。穢處少行至らぬ。穢をきゆる少。たゞ人の数も少く。ひらく朱雀門少。とへたまふ。やれど。もされば。内裡をひねど。建禮門へ。朱雀門の如き。仗舎も。ちく門も廣く。ゆゑに諸司百官をとの着づき所を。幄少く。

作らるゝが例あるを。元慶六年の度たり。大藏省の帳用  
がまき小依く。朱雀門ゆく修られた。ちあは。うの文や  
く臨時のく建禮門ゆく行らるゝ明證ちうびやい。まこと同  
く臨時の大祓ちうびも。凶服を除うん爲。或ハ大嘗祭の時  
ちうどんの如き。親王以下百官人。こくくく集會一々。また  
二季儀ふねり。朱雀門ちう。もとソクンも更ちう。  
かく罪穢のひろきと狹きと。集會の人のわらきと。もくも  
きくふよる。うちをあり。後釋ふねり。ひたゞく。祓の  
中少大祓とひよ名ハ。古書ども少くの事の出たる例を以  
て考り。一人の祓ふあれば。廣く諸人の祓ちうがゆ名ハ。  
大とひつぶちう。や見えく。こく古事記小。國之大祓とひよ  
所の傳ふ。國とひ大と云義ハ。國之大祓佐の下みつる。  
如く。國中悉の祓ちう。由を至毎年の朱雀門前の大祓也。  
も。國中みんあはれども。百官悉みんを以く。大祓ゆく  
すとひよ。かくの説の張本かれど。こく國中少く課  
せき。大祓の贖物を出付しめたまふ。國中少弘く  
取たまふを以く。大祓とちうけひよめいあはば。も。ひよ  
く取るを大祓といちんめい。國之とある。シテハ贅たば  
や。もとより國中少く。少く科ほる大祓もあり。まこと罪あ  
る人のみ。少科する大祓もあり。中少。記ちう。國中少課

かく國とひりを類聚國史ふ弘仁七年六月丙辰伊勢太神宮司從七位下大中臣朝臣清持有犯穢并行佛事神祇官ト之有崇科大祓解見任太神宮諸雜事記ふ天平三年六月十六日御祭仁二見鄉長足部島足泰入神宮而煩霍亂退出之間於神宮近邊倒死亡了中畧仍宮司上奏之因之度會郡大領神主丸少領新家連公人丸等和科大祓太神宮祢宜神主野守豐受神宮祢宜神主安丸等和科中祓の外ゆ此書ふかまつ春記ふ長曆二年十一月十七日豐受宮權祢宜季賴泰上付申文中畧祢宜等神事懈怠仍可科上祓者あり犯罪の人のみ科

かくちよさむ大祓と上件ふりる如く大上中下の大祓罪穢りうじめの諸人を科せひらごくせねども重きめ一人ゆも科せま重く上祓さくの中下の祓を事のゆふ從ひく科せまくる事からもやまた後釋ふ太政官式ふ臨時大祓亦同どあり亦同の字を朱雀門ゆくの事小引つけたもとと上文の百官男女やあらうけ臨時大祓ゆも百官男女の會集に事もいふるふく朱雀門の事ゆあくべよく文義を味ふべしまた大藏省式ゆり臨時大祓所の五丈七丈の幄三宇の事をもたゞりびゆひきたとぞ、といふもとよま朱雀門ちくわ

他所々の事より。建礼門の大祓の事も。此帳を用らるゝ事と。上件ふ三代實錄を引く。いふ。かじきの三宇の帳の鋪設は儀。即彼式小五丈一字設參議已上一人座。一字設弁官座。七丈一字諸司立祓。あるふく明らか也。朱雀門の儀と/or/や異なり。但異なりとい。貞の式ふくべくりん言あれば。延喜の頃に朱雀門の大祓もりたれど。うをたれど。大祓かりる。沙もたれど。朱雀門の時から。帳の佔た式文ふたり。但法曹類林ふ。六月十二月二晦。百官會集。其日平旦大藏木工掃部。張帳鋪設。於大伴、壬生二門間大路。各有常儀。と見ゆ。大伴やへ朱雀門の、と見ゆ。壬生やへ美福門のと/or/二門とも小宮城南面の大門やへ。美福の朱雀の東やあれば。大祓の儀。百官のみで考へ。まことに。

國あり人あれば。善を令せ惡を律。律令の教。やくわかれふま。き事からむ。かじきの有識の律令。聖德太子の法くア給ひと。よ十七條憲法を權輿とおもひく。上世の朝廷の制法を。よ。かじきの法を。やうせつとおれど。此祓詞を味ひ考ろ。天罪國罪を舉く。罪穢をほく。されまくはせ給ひ。やがく神代よりの律令を。い。志からを延喜式ふたもせたまひ。時もくの事。どもを。神

祇ニ小禱モトキたまふ祝詞ノハシの中ミみ収ムクたまひトモ。祭文ミツモンとひら

祖小禱たまし祝詞の中ゆれ奉流宇  
タテマツルウ

スメカニタチノミマヘニベヲサツ・  
ツノミテクラハ・ミソハアカルタヘテルタヘ  
豆乃幣帛者御服明妙照妙云云。モモニ  
自王神等能前尔白久ま  
ヨノマモリヒノマモリニマモリタマロテ。  
コノスメカニノミマヘニタヘコトヲヘマツラタキ。

た此皇神能前尔称辭竟奉止。まよへ夜守日守尔守給氏また  
鷦自物頸根衝枝氏。ちゞ悉く禱言のちゞ文へあづめふた

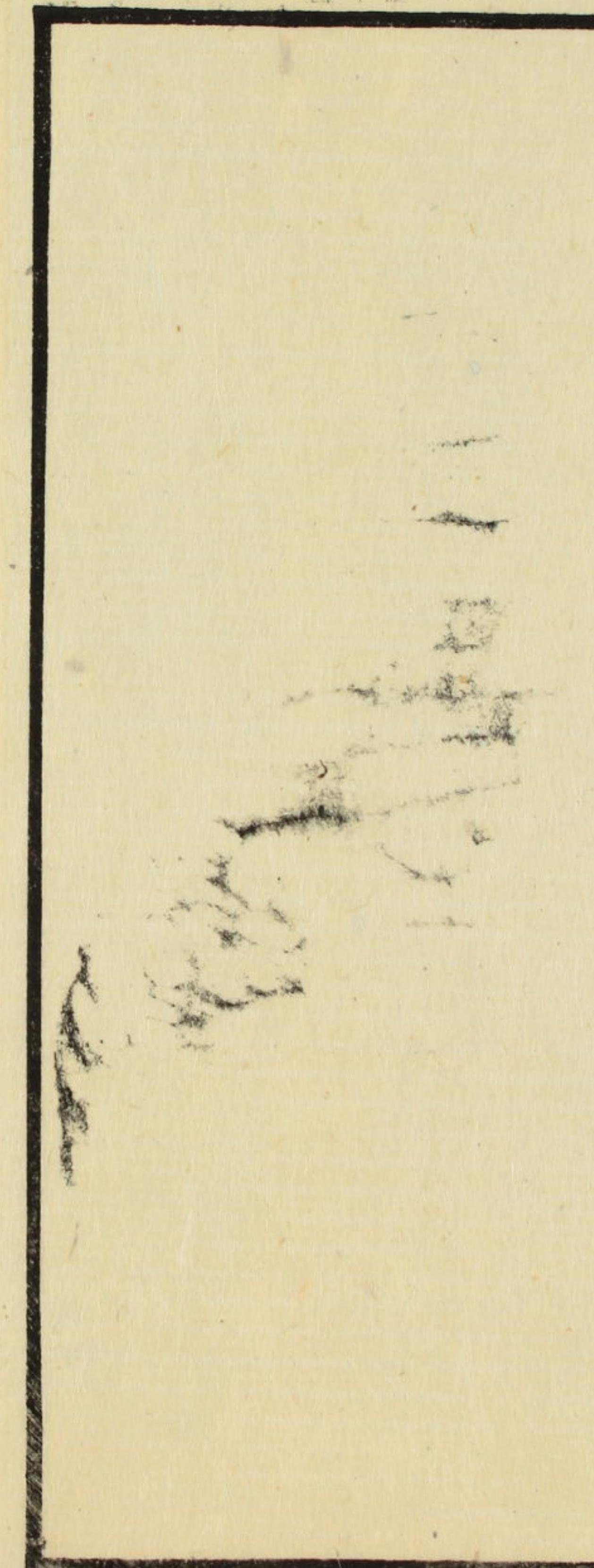
龜自物競根衝接日を悉く禱詔の文文  
アマツノリトノ  
アマツノリトコト

たゞの大祓詞のみ他例みたりひく 天津祝詞乃太祝詞事  
半宣禮如此久乃良波天津神波 云 所聞食武國津神波 云  
云 所聞食武とあるをわゆるがく 宣禮の禮に上より下ゆ  
仰むるやきの辭なり 神を申ほふりく かくちやくけも  
る詞をい用ひん まことに下巻の注ゆつてり 如く天津

祝詞を大中臣ノレ宣禮と仰せく。即大中臣その天津祝詞を  
宣りき。天津神國津神の聞召リトツ義ゆく。此祓文を神  
小聞シムせよ禱モモキぐ意モトあつはるをや。次タメを後釋ふ。宣  
礼とリ仰ハシマる言ハタハタす。ちくへ仰ハシマるゆハシマ。然シテ  
かまびらカマビラとカマビラ。藤井高尚の礼ハシマ利ハシマの誤ミスをミスん  
きひきヒキヒキ。みれ祓詞の本義をハシマろ得ハシマた。へたどい、  
共ハシマ取ハシマべき說ふあづば。多田俊見ハシマ氣吹抄ハシマ、の文延喜  
式の祝詞の部ハシマ入ハシマた。ゆゑ說々あづば。別ハシマふされをか  
一篇ハシマよもハシマかたきゆゑ類ハシマひちるを以ハシマく加ハシマへ載ハシマた。

かけうる中々み眼アマミあきそといふをう。故今この祓詞を律令の權輿カレから定むるものである。

周防 橘顯業謹校



2300

230

三王  
賁庄

